

\ 第6次 /
久米南町振興計画

2022年度▶2031年度

第6次久米南町振興計画「たくさんの笑顔と元気 久米南町」



令和4年6月 久米南町

第6次久米南町振興計画(2022年度~2031年度)

発行 / 令和4年6月 編集 / 久米南町総務企画課
岡山県久米郡久米南町下弓削502-1 TEL086-728-2111 FAX086-728-2749

久米南町

第6次久米南町振興計画

久米南町



町長あいさつ



この振興計画は、持続可能なまちづくりを町民の皆様と一っしょに進めるため、まちづくりの方向を示す「住民みんなのまちづくりの共通目標」となる大切な計画です。

第5次久米南町振興計画を平成24年に策定し、平成29年には、後期基本計画で計画の見直しを図ることによって、より良いまちづくりを目指して10年間様々な取組を進めてきました。また、平成27年からは、将来的な人口を推計した「久米南町人口ビジョン」を作成し、それに対応した「創生総合戦略」を展開し、事業の評価検証を取り入れた実効性の高い計画を進めてまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化、全国的な自然災害の激甚化・頻発化などの課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の働き方や価値観の変化、デジタル化やゼロカーボンの推進による社会や経済の仕組みの変革など、新たな課題も生じています。

こうした社会情勢に対応し、町民が夢を持つことができ、住み慣れたまちで健やかに暮らし続けることが出来るよう、今後10年を見据えたまちづくりの共通目標として第6次久米南町振興計画を策定しました。この計画は、第5次久米南町振興計画による事業等の評価検証を踏まえ、平成27年に国連サミットで採択されたSDGsの視点も盛り込み、今までにないスピードでめまぐるしく社会が変化する時代において、柔軟に対応するための計画となっています。この計画に沿って、なによりも町民の皆様と協働したまちづくりを推進し、キャッチフレーズ「たくさんの笑顔と元気 久米南町」のとおり、笑顔と元気があふれる持続可能なまちづくりにつなげていきます。

最後になりましたが、この計画策定にあたりアンケート等でご意見をいただきました多くの町民の皆様をはじめ、適切なご指導、ご審議を賜りました町議会、まちづくり審議会の方々に対し、厚くお礼申し上げますとともに、引き続き、町政へのご参加、ご支援・ご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

久米南町長 片山 篤

目次

総論	1
計画の概要.....	2
施策体系図.....	6
基本構想	9
第1節 基本理念	10
第2節 まちの将来人口	12
第3節 基本目標（将来像）	13
基本計画	15
基本理念Ⅰ 地域の和を大切にし、こころ豊かに暮らせるまちづくり.....	21
基本目標1 ひとが集まり、交流が生まれるまち	22
1 住民主体・協働のまちづくり	22
2 定住・移住の促進	24
3 観光・交流の振興	26
基本目標2 豊かなこころと健やかなからだを育てるまち	28
4 出産・子育て支援の充実	28
5 学校教育の充実	30
6 社会教育の充実	32
基本理念Ⅱ 健康で安全・安心な生活をおくることができるまちづくり.....	35
基本目標3 安心して暮らせる健康・福祉が充実したまち	36
7 健康づくりの充実	36
8 地域医療・介護体制の充実	38
9 福祉の充実	40



基本目標4 安全・安心で住みやすいまち	42
10 安全・安心対策の推進	42
11 生活基盤の整備	44
12 交通基盤の整備	46
基本理念Ⅲ 自然と共生し、活力あふれる持続可能なまちづくり	49
基本目標5 豊かな自然資源を活かした活力のあるまち	50
13 環境にやさしいまちづくり	50
14 農林業の振興	52
15 商工業の振興	54
基本目標6 一人ひとりが輝ける、持続可能なまち	56
16 多様性社会の推進	56
17 持続可能なまちづくり	58
資料編	61
アンケート 町民意識・中学生意識	62
まちづくりへの評価	67
久米南町振興計画策定体制	68
久米南町まちづくり審議会委員	69
久米南町振興計画審議会答申書	70
用語集	71



総論



1 計画策定の目的

振興計画は今までの施策を見直すとともに、今後の町の「めざすべき姿」とその実現のために取り組むべきことを定めるまちづくりの総合的な指針であり、町の最上位の計画です。

本町では、平成24年度に「第5次久米南町振興計画」を策定し、目指すべき将来像を展望し、「いいひと いっぱい 久米南町」というキャッチフレーズのもと、まちづくりを進めてきました。令和3年度をもって本計画が期間満了を迎えるため、これまでの施策を再確認し、令和4年度を初年度とする「第6次久米南町振興計画」を策定します。

社会情勢の変化に柔軟に対応し、人口減少や少子高齢化の進行など、町の様々な課題を乗り越えるため、新たなまちづくりの指針として、町民の皆様と本計画を共有し、その実現に向けて取り組んでまいります。

2 計画の役割

計画は、本町の最上位計画として各計画の方向性を表すとともに、将来像の実現に向けた指針として次の役割を担っています。

役割1 住民みんなのまちづくりの共通目標

住民をはじめ多様な主体によるまちづくりを推進していくために、まちづくりの方向性や必要な施策をわかりやすく示し、住民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働してまちづくりが推進できるよう、「住民みんなのまちづくりの共通目標」としての役割があります。

役割2 計画的な行政運営を進める総合的な指針

自治体自らが進むべき方向を決め、実行できる体制の確立が求められており、まちをマネジメントする視点に立った「計画的な行政運営を進める総合的な指針」としての役割があります。

役割3 自治体間や民間事業者との連携調整をしていく基本的な指針

国や県の政策との調整や周辺自治体との連携、また、民間事業者等との連携による「自治体間や民間事業者との連携調整をしていく基本的な指針」としての役割があります。

3 計画の構成と計画期間

計画は、「基本構想」、「基本計画」で構成されており、それぞれの内容構成と期間は以下のとおりとします。

(1) 基本構想

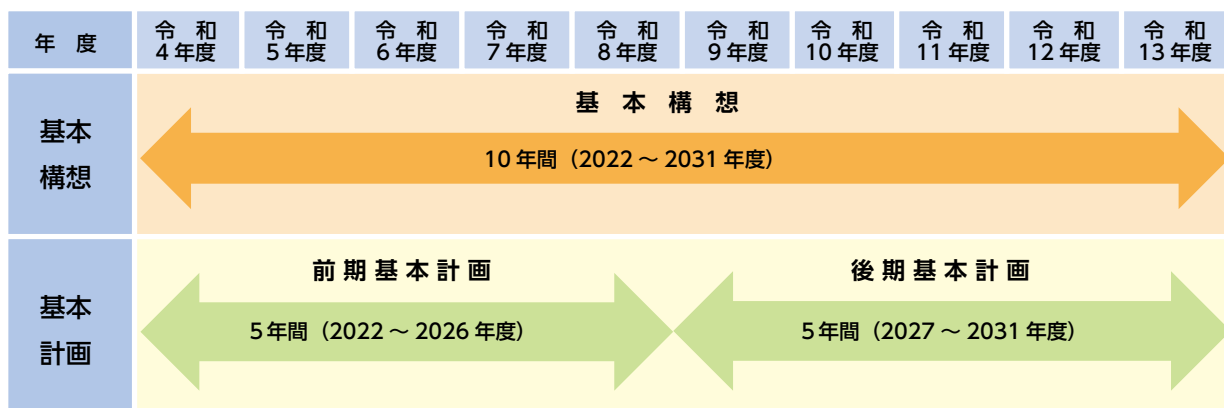
基本構想は、本町の特性、住民ニーズ、時代の潮流、直面している課題などを検討し、これらを踏まえて、まちづくりの基本理念、基本施策の方向性などを示すものであり、令和4（2022）年度を初年度とし、令和13（2031）年度を目標年度とする10年間の長期構想です。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想で定めた基本理念や基本目標に基づき、今後取り組むべき主要な施策の方向性を各分野にわたって定めています。

計画期間は、前期基本計画及び後期基本計画とし、それぞれ5年間について適切な進行管理と状況に応じた施策展開を図っていきます。また、急激な社会情勢の変化があった場合には、その時点で見直しを図ることとします。

【計画の構成と期間】



4 本町を取り巻く社会情勢

(1) コロナ禍による新しい価値観や生活様式

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、移動規制やグローバル化した生産体制の脆弱性やオンライン活用の必要性など社会的な課題を表面化させ、様々な分野で人と人とが接触する機会を減らす生活様式へと変化するとともに、場所を選ばない働き方や地方移住、生活重視への関心など新しい価値観が注目されています。

(2) 高齢・人口減少社会への対応と地方創生の深化

依然として人口減少が続く中、今後は団塊世代が後期高齢者となる2025年問題や団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年問題に直面し、社会保障費や医療・介護サービス等の急激な増大、地域の崩壊などが懸念されており、国は地方とともに地方創生を深化させ、総力をあげた超高齢・人口減少社会への対応を進めています。

(3) 先端技術の進展とライフスタイルの転換

AI*、IoT*、ロボティクス等デジタル技術やビッグデータ*を活用したDX*（デジタルトランスフォーメーション）の導入があらゆる産業や社会生活の中で始まっており、産業構造やビジネスモデル、働き方や暮らし方など生活スタイルそのものに変革をもたらし、今後の国の成長を実現していく鍵となっています。

(4) 安全・安心な暮らしの確保への対応

南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下型地震における大きな被害想定や、台風の大型化や想定外の豪雨災害等の発生等に対し、行政機能の維持や地域での助け合い、正確な情報周知などによる被害の最小化や迅速な都市機能などの回復といった災害に強いまちづくりが求められています。

(5) 地球環境の保全への取組

世界的には、人口増加や経済活動の拡大により世界的規模の環境問題が生じており、資源の大量消費の見直し、省資源・省エネルギー型社会や生活様式への必要性が高まり、我が国では、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しています。

(6) エスディーゼーズ SDGs（持続可能な開発目標）に関する取組の展開

2015年9月の国連サミットで採択された17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標（SDGs）」は、「絡み合う課題を同時かつ根本的に解決し、持続可能な未来を示す羅針盤」として位置づけられています。





施策体系図

キャッチ
フレーズ

たくさんの
笑顔と元気
久米南町

基本構想

基本理念

基本目標 (将来像)

理念
Ⅰ

地域の和を大切にし、
こころ豊かに暮らせる
まちづくり

① ひとが集まり、
交流が生まれるまち

② 豊かなこころと
健やかなからだを
育てるまち

理念
Ⅱ

健康で安全・安心な
生活をおくることが
できるまちづくり

③ 安心して暮らせる
健康・福祉が充実
したまち

④ 安全・安心で
住みやすいまち

理念
Ⅲ

自然と共生し、
活力あふれる持続
可能なまちづくり

⑤ 豊かな自然資源を
活かした活力の
あるまち

⑥ 一人ひとりが輝ける、
持続可能なまち



基本計画

施策分野

(1) 住民主体・協働のまちづくり



P22・P23を参照

(2) 定住・移住の促進



P24・P25を参照

(3) 観光・交流の振興



P26・P27を参照

(4) 出産・子育て支援の充実



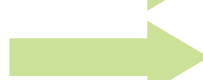
P28・P29を参照

(5) 学校教育の充実



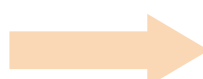
P30・P31を参照

(6) 社会教育の充実



P32・P33を参照

(7) 健康づくりの充実



P36・P37を参照

(8) 地域医療・介護体制の充実



P38・P39を参照

(9) 福祉の充実



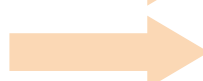
P40・P41を参照

(10) 安全・安心対策の推進



P42・P43を参照

(11) 生活基盤の整備



P44・P45を参照

(12) 交通基盤の整備



P46・P47を参照

(13) 環境にやさしいまちづくり



P50・P51を参照

(14) 農林業の振興



P52・P53を参照

(15) 商工業の振興



P54・P55を参照

(16) 多様性社会の推進



P56・P57を参照

(17) 持続可能なまちづくり



P58・P59を参照



基本構想

第1節 基本理念

1 町民憲章

久米南町民憲章は、わたしたちのまちを自身の手によって、住みよい、素晴らしいふるさとにしていこうとするために昭和47年に制定されたものです。この町民憲章の考え方にに基づき、まちづくりに取り組んでいきます。

久米南町民憲章

わたくしたちは久米南町民です。

自然と文化に恵まれた久米南町を、より美しく豊かに住みよくするために、憲章を定め、心のかてとし、くらしのよりどころとします。

- 1、自然を愛し環境を整え、緑あふれる住みよい町にしましょう。
- 2、心とからだを鍛え、知識を広め創意をこらし文化の向上に努めましょう。
- 3、すすんできまりを守り、いつもえがおで明るい家庭と職場を築きましょう。
- 4、青少年の夢と希望を伸ばし、みんなのしあわせを願い輝かしい未来を開きましょう。
- 5、働くことに誇りをもち、あすへの意欲を燃やし、栄える町にしましょう。

2 キャッチフレーズ

本計画が「住民みんなのまちづくりの共通目標」となるため、以下のとおりキャッチフレーズを考えました。このキャッチフレーズは、アンケート結果(久米南町で誇りに思うものや自慢できるもの等)や各種会議の意見をもとに、久米南町の未来を担う久米南中学校の生徒のみなさんに協力いただき、考案したものです。

たくさんの「笑顔」と「元気」が生まれるまちになるよう、このキャッチフレーズを共通目標として、まちづくりに取り組んでいきます。

キャッチフレーズ

たくさんの 笑顔と元気 久米南町



3 まちづくりの基本理念

本計画では、これからのまちづくりを進めるために、久米南町民憲章の考え方を踏まえたまちづくりの基本理念を定め、まちづくりのすべての分野における基本とします。

理念Ⅰ 地域の和を大切にし、こころ豊かに暮らせるまちづくり

久米南町では、伝統行事や集落活動を通じた人々の心のつながりにより、お互いの顔が見える温かい地域コミュニティ*が形成されています。これから直面する人口減少等による地域課題の解決に向けた取組においても、地域の輪を活かし、住民と行政が協働して乗り越えていきます。

また、結婚・妊娠・出産・子育てを希望する誰もが安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図るとともに、学校や文化活動、スポーツ等を通じて、一人ひとりが豊かなこころと健やかな体を保つことができるまちづくりを進めます。

理念Ⅱ 健康で安全・安心な生活をおくることができるまちづくり

人生100年時代を迎え、久米南町の高齢化率は44%を超え、高齢独居世帯が増加するなど、私たちが暮らす地域社会は大きく変化しています。久米南町では、赤ちゃんから高齢者まで、すべての世代が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるよう、健康・医療・福祉の充実に取り組めます。

また、災害や事故、犯罪から町民の命と財産を守る体制を強化するとともに、情報基盤や交通基盤といったより快適に生活できる社会基盤を整え、誰もが安全・安心、快適に暮らせるまちづくりを進めます。

理念Ⅲ 自然と共生し、活力あふれる持続可能なまちづくり

久米南町における農業とその営みが創り出す農村風景は、次世代に引き継ぐべき大切な財産です。豊かな自然と美しい景観を守りつつ、先人から受け継いだ循環型の産業形態により創り出された環境を商工業などの経済活動に連鎖させ、新たな産業による雇用と人の流れを生み出すまちづくりを進めます。

また、誰もが夢と希望を心に持ち、毎日を誇り高く笑顔で過ごせる社会環境を整え、選択と集中により計画的で持続可能なまちづくりを推進します。

第2節 まちの将来人口

1 将来推計人口の考え方

我が国において急速に進行している人口減少、少子高齢化の問題に対応するために、本町は平成27年10月に「久米南町人口ビジョン*」及び「久米南町創生総合戦略*」を策定し、人口減少の克服に取り組んできました。

また、令和2年2月には「久米南町人口ビジョン」の改訂と「第2期久米南町創生総合戦略」を策定し、引き続き取組を進めることとします。

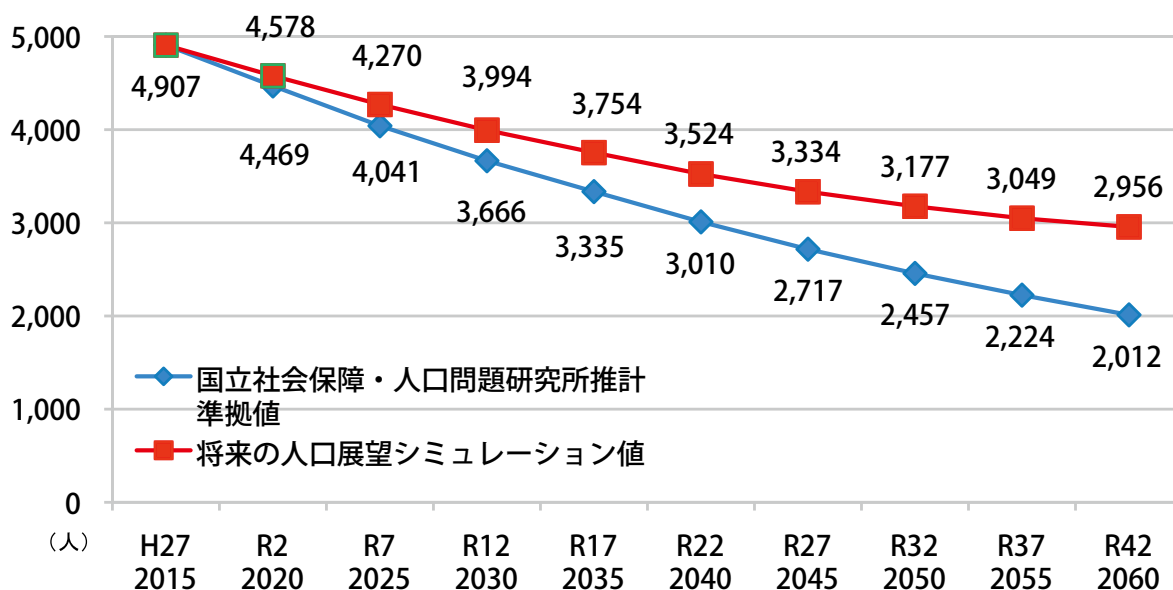
2 将来推計人口

近年の本町の人口動態を踏まえ、国の将来人口推計ワークシートにより国立社会保障・人口問題研究所*の推計に準拠して将来人口を推計すると、人口減少は引き続き進行し、令和12（2030）年には3,666人、令和42（2060）年には2,012人になると見込まれています。

本町は、人口の将来展望として、「第2期久米南町創生総合戦略」の4つの基本目標を推進することで、選ばれるまちづくりにより社会増減「0人以上」とすることや合計特殊出生率*を令和17（2035）年までに2.07までに上昇することの実現を目指し、令和42（2060）年において約3,000人の確保を目指します。

なお、本計画期間（令和3年度から令和13年度まで）においては、約4,000人程度の人口規模の維持を図っていきます。

【将来推計人口】





第3節 基本目標（将来像）

まちづくりの基本理念を踏まえて、まちの基本目標（将来像）を定めます。

基本目標1 ひとが集まり、交流が生まれるまち

**施策分野：「住民主体・協働のまちづくり」、「定住・移住の促進」、
「観光・交流の振興」**

地域活動や伝統行事、生活サービスや地域コミュニティの維持といった課題に対し、住む人みんなが「自分事」としてまちづくりへの参加意識を持ち、行政や事業所、NPO団体*等関わるすべての人が地域課題やまちづくりの目標を共有して、それぞれの役割を踏まえた関わり方で「協働」によるまちづくりを推進していきます。

また、地域資源を生かした久米南町らしい交流を創造することで、来町者との交流を生み出し、本町の魅力や居心地のよさを体感してもらうことによって、移住や定住、交流人口や関係人口*の増加に結びつけていきます。

基本目標2 豊かなところと健やかなからだを育てるまち

施策分野：「出産・子育て支援の充実」、「学校教育の充実」、「社会教育の充実」

結婚から出産、子育てを継続的にサポートすることで、少子化の流れを変えるとともに、若者、女性をはじめ多様な人材が活躍しやすい環境づくりに取り組んでいきます。

また、次世代を担う子どもたちが、未来を切り開く知力と体力を身に着け、将来への夢と希望を持ちつづけられるように、学校や家庭、地域が一体となった教育環境の整備を図ります。さらに、まちへの誇りや郷土愛などが醸成され、一人ひとりが豊かで充実した人生が送れるよう、多様な学習機会の提供や文化活動を支える環境をつくります。

基本目標3 安心して暮らせる健康・福祉が充実したまち

施策分野：「健康づくりの充実」、「地域医療・介護体制の充実」、「福祉の充実」

「人生100年時代」が到来する中、生涯現役で活躍できるよう子どもから高齢者まで健康づくりに重点を置いた取組を推進し、高齢者や障害者、その他複雑で多様な事情のある方など誰もが、お互いに支え合う地域包括ケアシステム*の充実を図り、すべての人が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指します。



第3節 基本目標（将来像）

基本目標4 安全・安心で住みやすいまち

施策分野：「安全・安心対策の推進」、「生活基盤の整備」、「交通基盤の整備」

町民の安全・安心への意識の高まりに対応し、災害による被害を最小限にとどめるための整備や体制づくりを進めるとともに、犯罪や交通事故などから町民の命と財産を守る体制を強化します。

また、最新のデジタル技術やネットワークを活用した情報整備やデマンド交通*など利用者の利便性を考慮した交通基盤整備を行い、子どもから高齢者、障害者など誰もが快適に暮らせる、安全・安心で住みやすいまちを目指します。

基本目標5 豊かな自然資源を活かした活力のあるまち

施策分野：「環境にやさしいまちづくり」、「農林業の振興」、「商工業の振興」

SDGs*で目標としてもあげられている地球規模での環境対策について、久米南町でも町民、事業者、行政が一体となって取組ます。ごみの減量化や資源のリサイクル、自然エネルギー*の導入など循環型社会*の形成のほか、環境の汚染防止と保全に向けた施策も推進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。

また、豊かな自然と美しい景観を守りつつ、農業や林業など先人から受け継いだ循環型の産業形態により創り出された環境を商工業などの経済活動に連鎖させ、新たな産業による雇用と人の流れを生み出すまちづくりを進めます。

基本目標6 一人ひとりが輝ける、持続可能なまち

施策分野：「多様性社会*の推進」、「持続可能なまちづくり」

多様性が尊重され誰もが個性と能力を発揮することができる社会を実現するためには、町民一人ひとりがその問題に関心を持ち、自らの問題として認識を深めることが必要です。人権問題をはじめ、差別や偏見等に対し、啓発や意識の醸成を行い、すべての人が自分の能力を活かしていきいきと生きることのできるまちを目指します。

また、行政としては、選択と集中の考え*のもと、広域連携や公共施設の適正化により、効率的な行財政運営を進めるとともに、町内外の様々な立場の人々に積極的な情報発信を行い、共通認識を持つことにより、持続可能なまちを目指します。

基本計画



1. 基本計画の性格と役割

基本計画は、基本構想で定めた3つの基本理念や6つの基本目標（将来像）に基づき、今後取り組むべき主要な施策の方向性を各分野にわたって定めています。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年を前期計画、令和9年度から令和13年度までの5年を後期計画とします。

第6次久米南町 振興計画	年 度									
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
基本構想	構 想 期 間									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				

2. 「久米南町創生総合戦略」と施策の関係

本町では、人口減少を起因とする少子高齢化や地域力の低下が大きな課題となっていることから、「久米南町人口ビジョン」において将来人口を設定し、人口減少の克服や地域力低下への対策として「第2期久米南町創生総合戦略」において本町の創生に向けた施策を推進しています。

本町における大きな課題への対応として、本計画と久米南町創生総合戦略とは目指す方向性が同じであることから、お互いを補完し連携を図り、効果的に取り組めるように推進します。

3. SDGsについて

SDGsとは、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成される「誰一人取り残さない」を理念とした共通目標です。

基本計画では、基本目標の施策ごとに関連するSDGsの17の目標を示し、SDGsの目的である持続可能なまちの実現を目指します。

4. 進捗管理及び評価について

本計画では、施策分野ごとに目標指標を設定して、進捗状況等の評価・検証を行い、効率的・効果的なまちづくりに取組めます。

施策分野別の記載内容の見方

第6次振興計画の該当する基本目標及び施策分野を表しています。

基本目標1

ひとが集まり、交流が生まれるまち

1 住民主体・協働のまちづくり



■ 基本方針 ■

施策の今後の取組の方向性を表しています。

施策分野に対する該当する総合戦略も基本目標とSDGsのゴールを示しています。

- 行政主導のまちづくりから、町民、行政、多様な主体の協働によるまちづくりに向けて、地域への理解や誇り、郷土愛の醸成に取組、町民自らが地域活動の「主役」であるという意識を次世代とともにつくります。
- 各種まちづくり団体の育成や活動支援に取組、自治会などとの連携のもと地域コミュニティの維持を図るとともに、本町と関わりのある町外の方のチカラを地域活動へ生かせる関係を構築し、持続可能なまちづくりを推進します。

■ 現状と課題 ■

施策分野の現状と課題を記載しています。

- 地域コミュニティは、町民の最も身近な活動の場であり、明るく活力ある地域づくりの基礎となるものです。現在、町では33の集落で自治会を組織し、各地区の集会所などを拠点にして、地域活動を行っています。しかし、人口減少や高齢化による担い手不足や町民のコミュニティ活動への理解の減少などにより地域力の低下が叫ばれており、再度、地域の連帯感を高めるためにもコミュニティ活動の一層の充実が必要とされています。
- 地方分権の進展、多様化する住民ニーズなどに対応するため、町民の参画は不可欠なものであり、これまでの行政主導のまちづくりから、ワークショップの手法などにより、横並びで話し合いをすることによって出てくる意見やアイデアを取り入れる仕組みづくりを行い、町民と行政、NPO団体など多様な主体による協働のまちづくりを進めていくことが求められています。
- 人口減少が加速する中で、生活サービスや地域コミュニティの維持に向けて、担い手不足は早急に対処すべき課題であり、次世代の人材育成とともに、本町と関わり合いのある方々の知恵や力を地域活動に生かせる関係の構築が必要となっています。

■ 主な取組 ■

施策分野における主な取組内容を記載しています。

① コミュニティ活動の推進

地域住民の理解と関心を高めるよう啓発活動を積極的に行い、自治組織の強化と意欲的なリーダーの育成に努めます。また、円滑な自治会運営に向けて、幅広い世代や新たな住民の参画を促す機会の創出を支援します。



② 住民主体のまちづくりの推進

地域住民自らが主体的に地域づくりに取り組むよう啓発し、地域の住民と行政がそれぞれの機能及び役割を果たしながらまちづくりを推進できるよう、各担当課が「協働のまちづくり」に取り組む体制構築を図ります。

③ 活動支援体制の強化

まちづくりを行う団体の活動が活性化するよう、専門的な相談や必要な情報の提供などの支援体制の充実を図ります。また、地域住民と関係人口との交流を図り、地域課題解決に向けた取組を支援します。

④ 集落機能の維持等への支援

集落機能の維持に向け、町民や地域おこし協力隊、NPO、企業や大学といった多様な主体が連携した新たな仕組みづくりを支援します。

⑤ まちづくり人材の育成と確保

地域の特性を活かした教育活動や体験活動を通じて地域への理解や誇りを深め郷土愛の醸成を図ります。また、将来社会の一員として地域づくりに参画する人材を育成するため自立心を養う教育の推進に取り組めます。

⑥ パブリックコメント制度など行政参画の推奨

町が策定する各施策分野の基本的な計画を策定過程において、町民のみなさんに公表することで、行政へ参画する機会を積極的に作り、開かれた町政を推進するとともに、町民のみなさんの多様な意見を積極的に反映させるよう努めます。

施策の進捗状況の把握や評価・検証のための指標を示しています。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
町内のNPO法人の数	2団体	3団体	産業振興課
パブリックコメント件数	5件	5件	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

施策分野における町民による協働の取組内容を示しています。

- 住んでいる地域に関心を持ち、コミュニティ活動に積極的に参加しましょう。
- パブリックコメント制度、住民アンケートなどを利用して、まちの政策形成過程に参画しましょう。
- みんなでボランティア活動への参加を広く呼びかけましょう。

■ 関連する個別計画 ■

施策分野に関連する個別計画を示しています。

- 第2期久米南町創生総合戦略（目標1：子育て環境を整え、魅力あるまちづくりの推進）
- 第2期久米南町創生総合戦略（目標4：持続的な地域力の創出と維持）



基本理念 I

地域の和を大切にし、
こころ豊かに
暮らせるまちづくり

基本目標1 ひとが集まり、交流が生まれるまち

「住民主体・協働のまちづくり」

「定住・移住の促進」

「観光・交流の振興」

基本目標2 豊かなこころと健やかなからだを育てるまち

「出産・子育て支援の充実」

「学校教育の充実」

「社会教育の充実」

1 住民主体・協働のまちづくり



■ 基本方針 ■

- 行政主導のまちづくりから、町民、行政、多様な主体の協働によるまちづくりに向けて、地域への理解や誇り、郷土愛の醸成に取組、町民自らが地域活動の「主役」であるという意識を次世代とともにつくります。
- 各種まちづくり団体の育成や活動支援に取組、自治会などとの連携のもと地域コミュニティの維持を図るとともに、本町と関わりのある町外の方のチカラを地域活動へ生かせる関係を構築し、持続可能なまちづくりを推進します。

■ 現状と課題 ■

- 地域コミュニティは、町民の最も身近な活動の場であり、明るく活力ある地域づくりの基礎となるものです。現在、町では33の集落で自治会を組織し、各地区の集会所などを拠点にして、地域活動を行っています。しかし、人口減少や高齢化による担い手不足や町民のコミュニティ活動への理解の減少などにより地域力の低下が叫ばれており、再度、地域の連帯感を高めるためにもコミュニティ活動の一層の充実が必要とされています。
- 地方分権の進展、多様化する住民ニーズなどに対応するため、町民の参画は不可欠なものであり、これまでの行政主導のまちづくりから、ワークショップ*の手法などにより、横並びで話し合いをすることによって出てくる意見やアイデアを取り入れる仕組みづくりを行い、町民と行政、NPO団体など多様な主体による協働のまちづくりを進めていくことが求められています。
- 人口減少が加速する中で、生活サービスや地域コミュニティの維持に向けて、担い手不足は早急に対処すべき課題であり、次世代の人材育成とともに、本町と関わり合いのある方々の知恵や力を地域活動に生かせる関係の構築が必要となっています。

■ 主な取組 ■

① コミュニティ活動の推進

地域住民の理解と関心を高めるよう啓発活動を積極的に行い、自治組織の強化と意欲的なリーダーの育成に努めます。また、円滑な自治会運営に向けて、幅広い世代や新たな住民の参画を促す機会の創出を支援します。

② 住民主体のまちづくりの推進

地域住民自らが主体的に地域づくりに取り組むよう啓発し、地域の住民と行政がそれぞれの機能及び役割を果たしながらまちづくりを推進できるよう、各担当課が「協働のまちづくり」に取り組む体制構築を図ります。

③ 活動支援体制の強化

まちづくりを行う団体の活動が活性化するよう、専門的な相談や必要な情報の提供などの支援体制の充実を図ります。また、地域住民と関係人口との交流を図り、地域課題解決に向けた取組を支援します。

④ 集落機能*の維持等への支援

集落機能の維持に向け、町民や地域おこし協力隊、NPO、企業や大学といった多様な主体が連携した新たな仕組みづくりを支援します。

⑤ まちづくり人材の育成と確保

地域の特性を活かした教育活動や体験活動を通じて地域への理解や誇りを深め郷土愛の醸成を図ります。また、将来社会の一員として地域づくりに参画する人材を育成するため自立心を養う教育の推進に取り組めます。

⑥ パブリックコメント*制度など行政参画の推奨

町が策定する各施策分野の基本的な計画を策定過程において、町民のみなさんに公表することで、行政へ参画する機会を積極的に作り、開かれた町政を推進するとともに、町民のみなさんの多様な意見を積極的に反映させるよう努めます。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
町内のNPO法人の数	2団体	3団体	産業振興課
パブリックコメント件数	5件	5件	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 住んでいる地域に関心を持ち、コミュニティ活動に積極的に参加しましょう。
- パブリックコメント制度、住民アンケートなどを利用して、まちの政策形成過程に参画しましょう。
- みんなでボランティア活動への参加を広く呼びかけましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2期久米南町創生総合戦略（目標1：子育て環境を整え、魅力あるまちづくりの推進）
- 第2期久米南町創生総合戦略（目標4：持続的な地域力の創出と維持）

2 定住・移住の促進



■ 基本方針 ■

- 町外の方から選ばれるよう、まちの魅力やまちづくり情報の発信力強化を図り、Uターン*の促進につなげます。
- 町営住宅、若者住宅、民間の住宅、空き家バンク*など利用者の要望に応じた魅力的な住環境を提供できる体制を図ります。
- 危険な空き家等の減少を目指し、安全・安心なまちづくりの推進に努めます。

■ 現状と課題 ■

- 町の人口は昭和25年の11,015人をピークに、令和2年の国勢調査では4,530人となっており、他の中山間地域と同様に深刻な人口減少が進んでいます。また、少子化や高齢化が進むことは、担い手不足や地域力の低下など、さまざまな分野に係わる重要な課題となっています。そこで町では、平成30年度から人口ビジョンにより将来人口を設定し、人口減少対策として創生総合戦略の推進に取り組んでいます。
- 町出身者のUターンや町外者のIターンといった移住・定住の促進による人口増加を図るため、移住定住相談窓口を設置するとともに、町営住宅や分譲宅地整備など住環境の支援を行っています。しかし、現在、町では町営住宅10団地98戸、若者定住促進住宅4団地19戸、新規就農者住宅1団地2戸を管理していますが、老朽化が進んでいる住宅も多く、将来人口に応じた計画的な整備を図る必要が出ています。
- 個人管理の住宅や建築物が老朽化などにより著しく保安上危険及び衛生上有害となる空き家もあることから、空き家バンクを整備し、空き家の利活用をすすめるとともに、危険な建物については、所有者などに対して除却の指導を行っています。

■ 主な取組 ■

① 住環境の整備と充実

民間事業者などと連携を図り、本町の若者や移住を検討している人が安心して生活できる住居の確保と充実を図るとともに、町が運営する分譲宅地の販売を推進します。

② 定住相談対応の充実

県や岡山連携中枢都市圏*、津山定住自立圏*主催の合同相談会や町相談窓口での受付、オンラインによる個別相談などにより移住希望者からの相談対応の充実を図ります。

③ 空き家データバンクの活用による定住促進

自治会と連携した空き家調査や空き家バンク制度の周知を進めるとともに、空き家データバンクの活用により、中古住宅情報の提供促進や下見会などを積極的に実施し、空き家の利用と定住・移住希望者とのマッチングを行います。

④ 久米南町の魅力の発信力強化

移住希望者や町出身者に対し、町ホームページや広域連携で整備した移住・定住の専門ページやSNS*など情報発信力の強化を図り、久米南町の魅力や子育て環境情報、住宅などの生活情報、雇用情報などを積極的に提供し、発信力の高いまちのPR活動を行います。

⑤ 移住希望者等への支援

移住希望者を対象とした移住候補地ツアー及び個別オンライン相談の実施など、地域の実情把握や住民との交流機会の提供などにより、移住による様々な負担の軽減を図ります。

⑥ 町営住宅・若者定住促進住宅管理戸数の適正化

老朽化した住宅を随時廃止するとともに、改修を計画的に行い、町営住宅・若者定住促進住宅管理戸数の適正化を図ります。

⑦ 民間賃貸住宅の奨励

民間事業者などに対し、町有地の提供や助成制度を設けることで民間活力の導入を図り、民官協働による定住環境の整備を進めます。

⑧ 分譲宅地の販売促進

積極的に町内外へ分譲宅地のPRを行うとともに、購入者に対する各種助成制度の周知を行い、分譲宅地の早期販売に努めます。

⑨ 危険な空き家等への対策

所有者に適切な管理を求め、危険建物の除去を進めます。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
定住相談を経た定住者数 (累計)	90人	100人	産業振興課
民間住宅の誘致 (累計)	2団地	4団地	産業振興課
空き家・空き地バンク登録数	53件	60件	産業振興課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 関わりのある人々に、まちの魅力を伝えましょう。
- 子どもたちと、まちに住むことについて話し合いましょう。
- まちに来た人々と、温かい和をつくりましょう。
- 空き家の活用に協力しましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2期久米南町創生総合戦略 (目標2: 地域を支える担い手の移住・定住促進とひとの流れの創出)
- 久米南町空家等対策計画

3 観光・交流の振興



■ 基本方針 ■

- 地域資源の見直しによる観光コンテンツの魅力の向上を図り、様々な手法により情報発信の強化を進めます。
- 本町へのひとの流れを継続的な関わりへとつなげ、関係人口の増加を図り、地域の活性化を図ります。

■ 現状と課題 ■

- 本町は、豊かな自然と歴史と伝統のある文化財など多くの観光資源に恵まれています。つなぐ棚田遺産に選ばれた北庄・上粕地区などの自然の景観や法然上人誕生の地誕生寺、伏見稻荷大社から分霊・鎮座された時切稻荷神社、道の駅くめなんなど多くの観光客が訪れています。また、宿泊施設としては農村型リゾートセンター治部邸と久米南美しい森キャンプ場・ビジターセンターがあります。今後は地域資源の再確認から観光コンテンツ*の魅力の向上と情報発信力の強化を図る必要があります。
- 近年では、地域おこし協力隊をはじめ、地方に関心がある外部人材を募集し、新たな地域の担い手として活躍していただける人材の獲得に取り組んでいます。また、ふるさと納税やローカルファクトリー*など、様々な形で町外の方が久米南町と関わる機会をつくり、地域を応援していただける関係人口の増加を図る取組を行っています。

■ 主な取組 ■

① 観光コンテンツの魅力向上

観光協会や各観光地の管理者等と連携し、本町の観光資源の情報コンテンツに関する見直しや定期更新を行うとともに、子育て家族など対象別の観光ルートの設定や体験型プランの提供を促進します。また、各観光施設の由来や魅力の紹介、受入体制の充実を図り、訪問者の記憶に残る滞在を目指します。

② 観光資源の整備・保存

つなぐ棚田遺産に選ばれた北庄・上粕地区などの自然の景観を維持し、後世に残せるよう努めます。

③ 観光や特産品のPR強化

道の駅を町の観光拠点基地と位置づけ、本町の観光地の紹介情報や特産品の販売促進や開発、観光イベント等を行っていきます。また、町内観光団体や企業等との連携を強化し、SNSやテレビ、情報誌等マスメディアを活用したPR活動を展開します。

④ 関係人口の創出

関係人口の増加に向けて、地方に関心のある若者等との関わりの創出、観光客のリピート率の向上など、本町への継続的な関心と関わりの構築を図ります。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
観光人口数	137千人	150千人	産業振興課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- おもてなしの心で、町外の人々と接しましょう。
- 町外の人々に、まちのことを話しましょう。
- 地域資源を見直し、自分たちの暮らすまちに愛着と誇りを持ちましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2期久米南町創生総合戦略（目標2：地域を支える担い手の移住・定住促進とひとの流れの創出）
- 第2期久米南町創生総合戦略（目標4：持続的な地域力の創出と維持）



4 出産・子育て支援の充実



■ 基本方針 ■

- 希望する誰もが結婚し家庭を持つことができる環境整備や支援体制の充実を図るとともに、安心して妊娠・出産ができて子育ての喜びが感じられるまちぐるみの子育て支援を推進します。

■ 現状と課題 ■

- 少子化や核家族化の進行、女性の社会進出など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、共働き家庭が増加する中、子育てに対する考え方や要望が多様化し、家庭での子育てに関する問題も増加しています。
- 本町には、3つの保育所があり令和3年度では、91名の乳幼児が通所しています。多様化する保育ニーズに対応するため保育内容の充実や施設整備に努めるとともに、子育て支援として出産費用の補助や健康診査、新生児訪問指導、育児相談などの母子保健サービスなどにより、妊娠・出産から切れ目のない支援を行っています。しかし、子育て中の親同士の交流の減少などにより育児の孤立感や不安の増加、さらに児童虐待などの新たな課題が生まれており、子どもの心の安らかな発達と妊娠・出産・育児を通して、人として成長しながら豊かな人生が過ごせるよう個々の親子を支援するとともに、地域や関係団体が連携したまちぐるみの子育て支援やICTを活用した相談サービスの充実を図る必要があります。
- 少子化による人口減少の要因となる人口構造の改善に向けて、希望する誰もが結婚し家庭を持つことができる環境整備や支援体制の充実を図る必要があります。

■ 主な取組 ■

① 妊娠・出産の支援

妊娠期の健診の充実を図り、安全な出産を迎えられるよう支援するとともに、産後は赤ちゃん訪問等を通じて母子の心身の状況を把握し、安心して子育てができるようにサポートします。また、出産費用や不育治療に関わる医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。

② 保育体制の充実

保育所における多様なニーズに対応するために、0歳児入園や一時保育・延長保育、病児・病後児保育などの保育体制の充実を努め、共働き子育て世帯の負担の軽減を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

③ 放課後児童クラブ及びエンゼルスクールの設置

保護者が放課後など家庭にいない児童を対象に、放課後1カ所に集まって過ごす放課後児童クラブを設置し、児童の安全な生活と保護者が安心して働けるような環境整備を行います。

また、夏休みなどの長期休暇や土曜日等に開所し、児童の安全な場所を提供すると同時に、心身ともに健全な発達を図ることができるよう支援します。

④ 子どもの健やかな心と体の発達の促進

乳幼児期の健診などを行い、疾患や発育発達障害の早期発見と関係機関等との連携による適切な支援を行います。また、地域の中での虐待などの予防体制を整え、育児不安など親子の心の問題への対応や育児支援を行います。

⑤ 地域ぐるみの子育て支援の推進

愛育委員・栄養委員・ゆずっこクラブの声かけ訪問や仲間づくりの活動に参加を促すなど、育児の孤立感や不安感、悩みなどが相談できる場づくりやオンラインによる相談サービス体制を強化し、家庭、行政、地域が一体となった地域ぐるみの子育てを支援します。

⑥ 結婚をサポートする体制の整備

周辺市町村や関係機関等と連携して、結婚に結びつく出会いの場に関する情報提供を促進するとともに、結婚につながる活動を支援していきます。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
乳幼児健康診査の受診率	88.1% (R2)	95.0%	保健福祉課
出生数	17人	20人	保健福祉課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 地域における子どもの事故防止、防犯等、地域による子育て支援を行いましょう。
- 保護者は愛情と責任をもって家庭での子育てを行いましょう。
- 働く場では従業員が育児休業を取得しやすい環境をつくりましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2期久米南町創生総合戦略（目標1: 子育て環境を整え、魅力あるまちづくりの推進）
- 久米南町子育てプラン（第2期）

5 学校教育の充実



■ 基本方針 ■

- 義務教育修了までに、全ての子どもに、自立して社会で主体的に生きていく基礎を育てます。そして、自然やふるさとを愛し、自分や人を大切に、久米南町を誇りに思う子どもを育成します。
- 学校、家庭、地域などと連携を図り、みんなで見守ることができる体制を整備し、青少年の健全育成に努めます。

■ 現状と課題 ■

- 学校教育の目標は子どもたちが、これからの社会において心豊かに、主体的、創造的に生きていく能力やたくましく生きる力を育むことにあります。町では令和2年度に「第2次久米南町教育振興基本計画」を策定し、「心を育てる町・久米南町～人づくりによる町づくり～」をキャッチフレーズに教育を進めています。
- 町内には3つの小学校と1つの中学校があり、落ち着いた学校生活の中で教育の実現ができています。児童・生徒は与えられた課題に対して素直に取り組むことはできていますが、夢や目標の実現に向け、自己の能力や可能性を發揮し、粘り強く挑戦しながら自己実現を目指すことについてはまだ十分とは言えません。
- 将来、子どもたちは予測できない社会の急速な変化を前向きに受け止め、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることが求められています。また、ふるさとへの愛情と誇りを持ち、地域と共に未来を描く人材の育成に向けて学校と家庭、地域が協力し合って、さまざまな体験ができる環境づくりを進め、町一丸となって取り組む教育の充実が必要となっています。
- 近年の急速な社会環境の変化の中で、現代の青少年は、豊富な知識と情報を身につけている反面、社会意識・規範意識の低下、忍耐力の欠如や自己中心的な考え方や言動などが見られるようになっていきます。本町では、「岡山県青少年健全育成条例」を指針として青少年の健全な育成を図るため青少年育成運動推進指導員・推進員及び少年警察協助員の協力を得て、青少年健全育成連絡協議会との連携を図りながら、町民への啓発活動や非行防止活動などを行っています。今後も、地域の将来を担う青少年が社会の一員としての役割と責任を自覚して、自発的に地域活動に参加できるよう、家庭、地域、学校が一体となり、健全育成のための活動を推進することが必要です。

■ 主な取組 ■

① 心を育てる教育の推進

これからの変化の激しい社会を主体的に生きることができるよう、その基盤となる自然やふるさとを愛する心、自分や他人を大切にできる心、他の人と協働して主体的・意欲的に取り組もうとする心など、心を育てる教育を最優先に取組めます。

また、家庭における礼儀作法等の基本的な生活習慣の定着に向けて、保護者の学びの機会に多様性を持たせます。

② 社会変化に対応できる思考力・判断力・表現力などの育成

学校教育では基礎的・基本的な知識や技能の習得とともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力をバランスよく育成し、多様化する社会に的確に対応できるよう努めます。

急激なスピードで変化する社会に対応できる「個」を目指し、個別最適化された教育に向け、ICT機器を活用した学習環境の整備や情報モラル*の育成を推進します。また、国際化の急速な進展に向け、英語教育の充実による英語活用力の向上を目指します。さらに、学校教育全体においてコミュニケーション能力の育成を図ることで、豊かな人間関係を築くことができる人材を育成します。

③ 質の高い学校教育の推進

質の高い学校教育を推進するため、教職員・保育士の資質向上を図る取組を実施するとともに、児童・生徒同士が切磋琢磨し、学び合い、高め合っていく教育環境をつくります。また、小中、小小連携の充実と共に就学前教育と義務教育段階の円滑な接続をめざし、保小の連携を充実していきます。

④ まち全体が連携した郷土愛と誇りを持った人材の育成

地域が子どもや学校を元気にし、子どもや学校が地域を活性化する好循環が生まれるよう、保育園や学校と家庭、地域、行政、関係機関など町全体が連携した教育を展開できる体制を推進します。

また、川柳学習や地域学習、地域活動への参加の促進など、子どもたち自身が地域と主体的に関わる場面を創出することで、生まれ育った地域への理解を深め、ふるさとへの誇りと愛着を持った人材の育成を推進します。

⑤ 青少年の非行防止など

青少年の非行などの問題行動を防止するため、家庭、地域、学校が密接な連携のもとに、子どもが孤立する環境を作らないよう地域の中で子どもを見守る体制づくりを進めます。

⑥ 社会の高度化・複雑化に対応した有害環境の浄化

関係機関や団体と連携して、青少年の問題行動を誘発する有害環境の排除に努めるなど、地域ぐるみで環境の浄化運動を推進します。

また、インターネットを介した有害情報等による犯罪などに対し、青少年が巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりや情報管理方法の学習を促進します。

■ 目標指標 ■

指標名		基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
難しいことでも失敗を恐れず挑戦していると回答した児童生徒の割合	小6	75.0%	80.0%	教育課
	中3	65.7%	70.0%	
地域の行事に参加していると回答した児童生徒の割合	小6	68.8%	75.0%	教育課
	中3	66.6%	75.0%	

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 子どもは地域で育てるという意識のもと、大人が模範を見せることでマナーを教えましょう。
- 生活習慣やしつけなど、家庭における教育に力をいれましょう。
- 地域一体となり、子どもたちに声掛けや見守り、あいさつを実施しましょう。
- これまで培ってきた知識や技術、経験を生かし、子どもたちの学習活動を支援しましょう。
- 子ども自身が「社会の一員として自分は大切な存在である」ということを実感できるよう、地域に貢献できる機会を増やしましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2次教育振興基本計画
- 子育てプラン (第2期)

6 社会教育の充実



■ 基本方針 ■

- 子どもから大人まで、町民一人ひとりの興味や関心、ライフスタイルに合わせた「学び」に関する情報提供や環境整備を進め、生涯にわたって学習できる体制を整えます。
- 誰もが生涯にわたって豊かなところと健やかな体を保つことができるよう、地域に根ざした文化活動等への支援やスポーツ活動への環境整備を進めていきます。

■ 現状と課題 ■

- 社会経済情勢の大きな変化に伴い、町民の価値観や人生観も大きく変化し、生涯を通じて学ぶことへの要求が高まっています。生きがいやより豊かな生活を求める町民のニーズは、生涯の各時期に応じた学習意欲として現れており、今後も町民一人ひとりの興味や関心、ライフスタイルに合わせた学習機会の充実を図り、幅広い階層の町民の参加を促すことが必要となっています。
- 町では川柳をはじめ、古くから文化活動が盛んであり、町文化協会を中心に、さまざまな文化活動が行われています。久米南町文化センター・図書館は文化活動の拠点として機能しており、文化の薫るまちづくりの情報発信基地として利用されています。
- 町内には国指定重要文化財の誕生寺御影堂（本堂）をはじめ、県指定、町指定など数多くの文化財があり、文化財保護委員会を中心に、これらを保存し、後世に引き継いでいく活動が行われています。しかし、文化の担い手の高齢化などにより、活動内容の停滞や後継者不足などが課題となっており、後継者の育成や伝統芸能の保存・伝承が求められています。
- スポーツは健康で明るい町民生活を営むために必要不可欠なもので、それぞれの年齢や体力、ライフスタイルに応じたスポーツ活動の推進を図ることが必要とされています。久米南町では、スポーツの振興と健康づくりを図るため町民運動公園を拠点に体育館などスポーツ施設を整備していますが、老朽化への対応が課題となっています。また、スポーツ協会などの関係団体と連携して、町民の多様なニーズに対応した事業の推進に努めていますが、関係団体の高齢化が進み、次世代の担い手の育成や確保が必要となっています。

■ 主な取組 ■

① 生涯学習推進体制の整備

行政と地域住民が一体となった生涯学習推進体制づくりを推進します。また、様々な技術や専門知識

を持った町民や団体と協力して、生涯学習を通してさまざまな文化や知識を次世代に引き継げる体制を構築します。

② 文化センター・図書館の利便性の向上

利用者のライフスタイルやニーズに合った活用ができるように利便性の向上に努めます。また、様々な教室やイベント等の開催により、利用者の増加を図るとともに、町内の文化・スポーツ活動や子育てに関する情報などが集約される情報拠点としての充実を図ります。

③ 学習機会の充実

町民一人ひとりの興味や関心、ライフスタイルに合わせたプログラムや学習環境の整備を図り、多様性のある学習機会の創出と学習情報の提供に努めます。

④ 地域に根ざした自主的な文化活動の推進

町文化協会を中心として、各地域における文化活動を積極的に支援し、地域に根ざした文化活動を推進するとともに、その発表の場を提供します。また、各団体の組織運営の効率化や広域化を検討し、継続的に活動ができる体制の強化を図ります。

⑤ 伝統文化の保護

伝統文化について、資料の保存や後継者の育成に努めます。

⑥ 文化財の保存と活用

町の歴史を知るうえで重要となる文化財は、関係団体や地域住民と連携して、保護管理に努めます。

⑦ 町民の生涯スポーツ活動の推進

スポーツ協会やスポーツ推進委員など、各種団体との連携を図り、多世代が一緒にスポーツに取り組める体制を検討し、町民の健康づくり意識の高揚のため積極的にスポーツ活動の啓発を行います。

⑧ 施設の充実と利用の促進

町民の生涯スポーツの推進を図るため、町民運動公園施設の適正な維持管理を行います。また、施設の広域的な利用を促進し、交流の場となるよう努めます。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
集会所・公民館の利用者数	5,000人	6,000人	教育課
図書館での貸出冊数	40,000冊	50,000冊	教育課
文化センターの利用率	40%	50%	教育課
運動公園利用者数	35,000人	40,000人	教育課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 積極的に生涯学習活動に参加し、学習する仲間の輪を広げましょう。
- 地域の歴史・文化の伝承を図りましょう。
- 町の財産である文化財の保存・保護に協力しましょう。
- イベントや各種スポーツ大会へ積極的に参加しましょう。



基本理念Ⅱ

健康で安全・安心な
生活をおくることが
できるまちづくり

基本目標3 安心して暮らせる健康・福祉が充実したまち

「健康づくりの充実」
「地域医療・介護体制の充実」
「福祉の充実」

基本目標4 安全・安心で住みやすいまち

「安全・安心対策の推進」
「生活基盤の整備」
「交通基盤の整備」

7 健康づくりの充実



■ 基本方針 ■

- 生涯を通じて健康な生活を送ることができ、一人ひとりの豊かな人生につながるように、主体的な健康づくりに対する町民の意識啓発を図るとともに、高齢者による健康活動や交流の場づくりなどを進め介護予防につなげます。

■ 現状と課題 ■

- 近年、生活習慣病といわれる悪性新生物（がん）・心臓病・脳卒中による死亡率が上昇しており、特定健診や各種がん検診による早期発見、早期治療や適切な医療や指導による合併症の発症抑制などが重要視されています。町では、日頃から互いに声を掛け合い、健康増進に取り組んでいただくため、愛育委員*、栄養委員を中心に「みんな笑顔で声かけて、健康仲間をふやすまち」をスローガンに声かけによる啓発活動を行っています。
- 高齢化に伴い生活習慣病を原因とする疾病の重篤化や介護を必要とする方がますます増加すると思われます。青壮年期から生活習慣病の積極的な予防対策が重要であり、基本健康診査、各種がん検診の受診により健康管理を行い、健康相談や健康教育、介護予防に関する情報提供や健康活動など地域が一体となった推進体制の充実を図り、町民の健康づくりの支援を行っていく必要があります。

■ 主な取組 ■

① 各種検診の受診勧奨

各種検診の必要性を啓発し、健康管理への関心や生活習慣の改善による生活習慣病の予防を促進します。また、がん検診の受診を勧奨し、早期発見・早期治療を行い、重症化抑制の啓発を図ります。

② 主体的な健康づくりへの意識啓発

健康教室や相談体制の充実を図り、生活習慣病予防や運動の必要性、主体的な健康づくりの重要性について町民の意識啓発を行います。また、食事と感染症の関係や健康維持のための食生活習慣の普及・啓発を進めます。

③ 地域住民参加による自主活動の推進

感染症対策の徹底など参加者が安心できる環境のもとで、愛育委員、栄養委員、ゆずっこクラブなどの組織活動を通じての取組や、グループ活動などにより地域における健康づくりに積極的に取り組みます。また、各組織や団体、地区のグループでの仲間づくり活動を推進します。

④ 健康づくり支援体制整備

家庭・地域・学校などの関係機関や団体との連携を図り、健康に関する情報提供を行い、健康づくり運動の普及啓発に努めます。

⑤ 介護予防・生活支援事業の充実

介護保険の対象とならない方などに対して、介護予防、生きがい対策としての通所サービスをはじめ多様な事業の実施に努めるとともに、生活支援サポーターを中心とした住民相互で助け合う仕組みを促進します。また、交流の場づくりなどの健康づくり、介護予防講座の開催などにより介護予防活動を促進します。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
基本健診受診率 (集団健診)	33.2%	35.0%	保健福祉課
健康寿命 (日常生活動作が自立している期間の平均)	男性：78.8歳 女性：81.1歳	男性：79.5歳 女性：83.8歳	保健福祉課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 「自分の健康は自分で守る」を基本に、健康な生活習慣の確立を図りましょう。
- 子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身につけ、実践しましょう。
- 各種健康診査を定期的に受診し、疾病の早期発見・早期治療を図りましょう。
- 一人ひとりが公衆衛生の意識を高め、地域全体でウイルス感染予防に努めましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2次久米南町健康づくりプラン
- 久米南町データヘルス計画

8 地域医療・介護体制の充実



■ 基本方針 ■

- 地域の医療機関や広域的な大規模病院と連携を図りながら、地域の医療体制を整え、地域医療の充実を図ります。
- 高齢者が安心して住み慣れた地域で潤いのある暮らしができるように、地域包括支援センターを中心に介護保険事業を推進します。

■ 現状と課題 ■

- 近年、少子高齢化の一層の進行や価値観の変化などにより、医療を取り巻く環境は大きく変化しています。久米南町では現在、内科、歯科など4つの医院があります。また、岡山市と共同で岡山市久米南町組合立国民健康保険福渡病院を運営し、地域医療の提供を行っていますが、救急医療や精密な検査や高度な治療については町内で対応できないため、津山市や岡山市にある総合病院に頼る状況にあります。今後は、子どもや高齢者の救急医療や専門化、高度化するニーズに対応し、安心した生活ができるよう、緊急時の相談体制の整備や日頃からの健康管理を進め、より細やかな対応ができる地域医療体制を目指す必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の予防及びまん延防止に向けた国の施策や、患者の発生动向などの状況の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう情報収集に努め、その情報を町民へ周知していく必要があります。
- 本町でも、介護を必要とする高齢者、核家族化に伴うひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、認知症高齢者などが増加傾向となっており、「住み慣れた地域で、潤いのある暮らしができるまちづくり」を目指し、「久米南町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」に沿って、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護サービスの提供等を行っています。一方で、いわゆる団塊の世代が85歳以上となり、さらに団塊ジュニアの世代*が65歳以上となる2040年を念頭に高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えて、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護保険制度の適正な運営に努める必要があります。
- 全国レベルで人口の急速な高齢化が進み、医療費が年々増加する一方で財源の保険料収入が伸び悩むといった深刻な状況となっています。今後、ますます高齢化が進むことが予測されることから、国民健康保険や介護保険について、医療費の適正化対策の強化、保険税の収納率の向上を図り、健全運営に努める必要があります。

■ 主な取組 ■

① 地域医療体制の整備

医療機関や医師会など関係機関との連携を強化するとともに、ICTなど新しい技術を活用し、必要なサービスを必要な人に提供できる医療体制を構築します。また、医療・福祉・介護が連携した高齢者が安心できる地域医療体制の充実を図ります。

② 救急医療体制の充実

県や関係機関、他の自治体と連携し、休日や夜間などにおける救急医療体制の整備充実を図ります。また、怪我や疾病の発症時に専門的な相談のできるWebサイト*や連絡先を周知し緊急対応が必要かどうかの判断ができる体制を整備するとともに、日頃からかかりつけ医と相談して、緊急事態を招かないための健康管理の啓発等を推進します。

③ 国民健康保険事業の健全運営

保険税の収納率向上のために、国民健康保険事業の現状と保険税の重要性について積極的な広報活動を行います。また、疾病の予防、適正受診の指導に努め、医療費の適正化を図ります。

④ 介護保険制度の適正な運営

岡山県介護給付適正化計画に基づき、認定・給付管理を行うとともに、介護給付適正化システムの活用による事業所への助言・指導などを積極的に行い、適正なサービスの提供に努めます。

また、介護保険制度の必要性について、積極的な啓発活動を行い、保険料未納者の納付相談や口座振替の活用を推進するなど納付しやすい環境をつくり、介護保険料の収納率向上を図ります。

⑤ サービス体制の整備

地域包括支援センターが中心となり、利用者の相談事業や実態把握に努め、介護保険の手続きなど、利用者の負担軽減と、認定、サービスに関する要望の対応を行い、各サービスの内容や提供者などについての情報を積極的に提供していきます。また、地域のケアマネジャー*とのネットワークを構築し、相談支援や事例共有、研修等によるサービス体制の強化を図ります。

⑥ 感染症対策

感染症に関する正しい知識や予防及びまん延防止に関する情報等を町民に周知していきます。また、感染症発生時には、その発生状況に応じて、岡山県と協力して体制整備を行います。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
介護予防・重度化防止対象者の割合	5.4%	6.0%	保健福祉課
国民健康保険税の徴収率（現年度分）	96.5%	97.5%	税務住民課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- かかりつけ医を持ち、日頃から健康状態を把握しましょう。
- 地域の担い手として、ともに支え合う地域づくりに協力しましょう。
- 自分でできることを増やし、介護状況の改善に努めましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 高齢者保健福祉計画
- 第8期介護保険事業計画
- 久米南町データヘルス計画

9 福祉の充実



■ 基本方針 ■

- 誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと、安心して自立した生活が送れるよう、様々なシステムやサービスが提供されるまちづくりを進めます。

■ 現状と課題 ■

- 町では、保健福祉センターを地域福祉の拠点とし、社会福祉協議会と連携してボランティア団体の育成強化に努め、社会福祉に対する町民の意識高揚に努めています。介護保険に該当しない、高齢者を対象とした生きがいデイサービスの援助などの活動が積極的に行われており、各地域では、愛育委員、栄養委員などによる福祉活動をはじめ、旧町村（4地区）を単位とする福祉のまちづくり推進協議会による敬老会の開催や三世代交流などのふれあい事業が実施されています。また、ふれあいサロンや通いの場等における交流活動や介護予防等の講座が行われており高齢者の生きがいをつくっています。しかし、町の高齢化率は、令和2年10月現在で、45.3%、県平均30.5%、全国平均28.7%を大きく上回っており、今後、団塊の世代が85歳以上となり、団塊ジュニア世代も65歳以上となる2040年問題など、町民一人ひとりが将来の自分自身の問題として捉え、地域社会全体で取り組む必要があります。さらに、障害者や障害児、ひとり暮らし老人、高齢者夫婦世帯などの増加が見込まれるため、関係機関、団体などの連携強化をより一層図り、地域ぐるみで行うきめ細かい助け合いや支え合いの地域福祉ネットワークの強化が必要となっています。

■ 主な取組 ■

① 町民の福祉意識の高揚

関係機関、団体と連携を図りながら、町民各人が地域福祉を担う意義や「自助」、「互助」、「共助」、「公助」*の位置づけや役割を理解し、それぞれが支え合いながら安心して自立した生活が送れるように地域社会における連帯意識を醸成する啓発活動を積極的に進めます。

② 身近な支えあい体制の推進

日頃からのあいさつや地域での子どもや高齢者の交流を図り、各地区の見守りネットワーク体制（福祉のまちづくり協議会）が民生委員や愛育委員、役場や地域包括支援センター等と連携し、高齢者に限らず、障害者や生活困窮者等、見守りを必要としている人全てに目が届き、相互に安心して暮らせる身近な支えあい体制の確立を目指します。また、生協、郵便局、農協、新聞販売所との見守り協定を結び、民間事業所が地域を見守る体制づくりについても支援していきます。

③ 社会福祉団体の活動の推進

地域の福祉を推進する民間福祉団体、特にその中核となっている社会福祉協議会の運営基盤を強化するための支援を行います。町民と行政、社会福祉協議会が三位一体となって地域福祉を推進していきます。

また、ボランティアの発掘・養成・支援を行い、福祉の担い手の確保に努めます。

④ 地域包括ケアシステムの構築

地域の複雑化・複合化する多様な支援ニーズを把握するために、地域ケア会議*（個別会議）における地域課題等について、地域ケア会議（推進会議）において集約を図り、地域の困難事例の解決への仕組みづくりを関係機関との連携により構築します。

⑤ 要援助者・家族への支援

身体障害者福祉協議会、ゆずっこクラブ等の活動や「認知症カフェ」や「介護者のつどい」等の開催により、同じ立場の人が集い交流することで、日ごろの悩みや体験を分かち合う場の提供等の支援を進めます。

⑥ 生きがいづくり支援活動の充実

身近な地域において、子どもや高齢者、障害者等誰もが気軽に集い交流を深めることができる場や機会の充実を図り、健康づくり活動、介護予防、軽スポーツの紹介等様々な話題の提供により、健康維持や生きがいづくり、悩み事相談につなげます。また、高齢者の交流や生きがいの場として大きな役割を果たしている老人クラブの活動を積極的に支援します。

⑦ 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人や子どもの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害のある人等の自立と社会参加の実現を図っていくため、身近な地域で必要な障害福祉サービスを受けることができるよう、国・県、各事業所等と連携して障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

⑧ 地域生活への移行と総合的な障害福祉の推進

障害者などに対する正しい理解と認識を深め、障害の種別や有無に関わらず、町民相互の助け合いや行政サービスなどにより、町民誰もが住み慣れた地域や家庭で自分らしく安心して、いきいきと自立した生活が送れるように、地域全体で支えるシステムやサービスの提供体制の整備を図ります。

⑨ 障害のある子どもの健やかな育成のための発達支援

障害の疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられるよう、障害種別に関わらず、障害の特性に応じた質の高い専門的な支援が提供される体制の構築を図ります。

また、ライフステージに沿って、できる限り地域の保育、教育等の支援を受けることができ、すべての児童がともに成長できるよう、地域の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

⑩ 低所得者の生活の安定

関係機関と連携して受給者の生活実態を把握し、制度の適正な運用に努め、自立可能な受給者には就労のあっせんや各種福祉施策の利用など支援を行います。また、生活困窮者の把握に努め、各種制度の説明や相談への対応を行います。

⑪ 生活相談・指導の実施

民生児童委員、社会福祉協議会、地域組織の見守り活動等との連携を図り、相談等の必要な対象者の把握を行い、日常生活全般にわたり、相談・指導の充実を図ります。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
ふれあいサロン設置数	36カ所	36カ所	保健福祉課
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度協力施設数	12カ所	15カ所	保健福祉課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 子ども、高齢者、障害の有無に関わらず全ての人が、地域での交流や支え合い活動に参加して、地域福祉課題を一緒に解決できる担い手になりましょう。
- 困ったことがあった時は、一人で抱え込まず身近な支援者に相談しましょう。
- 障害や支援のあり方を理解し、支え合える地域を作りましょう。
- ヘルプマークやヘルプカードを持っている人が困っていたら、積極的に声をかけ、支援の手を差し伸べましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第3期地域福祉計画及び地域福祉活動計画
- 第4期障害者福祉計画
- 第6期障害福祉計画
- 第2期障害児福祉計画
- 高齢者保健福祉計画
- 第8期介護保険事業計画

10 安全・安心対策の推進



■ 基本方針 ■

- 火災や風水害、地震などの災害に強い施設等及び体制を計画的に強化するとともに、防災・減災に関する防災教育に力を入れ、町民の「自助」「共助」*等の意識の高揚を図ります。
- 交通安全教室など啓発活動を積極的に行い、町民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備を進めます。
- 地域と行政が一体となって防犯体制の充実を図るとともに、消費者が悪質な業者などにより不利益を被らないよう、迅速な対応と相談体制の強化・啓発活動の充実を図ります。

■ 現状と課題 ■

- 町の消防体制は、津山圏域消防組合による常備消防と地元消防団の非常備消防で組織されています。消防団は令和3年4月1日現在、団員数は242人（定数262人）ですが、町外勤務者が多く昼間活動できる団員の不足や、団員の高齢化、青年層を中心とした新規団員の確保が課題となっています。
- 平成30年7月豪雨では、町内各地で土砂崩れや浸水などによる大きな被害が発生しました。近年、地震やゲリラ豪雨など脅威を感じる災害が全国各地で発生しており、予測困難な災害に対応できるよう、社会基盤の整備や住家の耐震化を進めるとともに、迅速かつ適切な情報伝達や避難誘導を行う体制の構築、防災備蓄品・資機材の確保等を進める必要があります。災害発生時の被害を最小限にとどめるためには、町民、関係機関、行政の連携が不可欠です。自主防災組織等の「共助」の取組を進めていくとともに、町民一人ひとりが災害発生時に適切に対応できるよう、広報活動や研修等を通じて「自助」の意識を高めていく必要があります。
- 交通事故は、町民の安全・安心を脅かす最も身近な問題であり、交通事故件数自体は減っているものの令和3年10月末時点には、交通死亡事故が2件発生するなど、予断を許さない状況が続いています。近年では、歩行者、運転者を問わず、高齢者の関係する交通事故が問題となっており、町では、交通安全対策協議会を柱に交通指導員や交通安全母の会の協力のもと、街頭指導や啓発活動に取り組んでいますが、高齢者が関係する事故はまだまだ多く発生しており、引き続き交通安全意識の高揚に取り組んでいく必要があります。
- 近年では、「振り込め詐欺」「架空請求」に加えて、キャッシュカードを自宅の郵便ポストに入れさせる「非接触型」の詐欺など新たな手口も増えており、高齢者や若年層が被害に遭う犯罪が多くなっています。その一因としては、インターネットを中心とした情報化社会の進展、地域の連帯意識の希薄化や核家族化など生活様式の多様化による犯罪抑止機能の低下が考えられます。また、全国的に振り込め詐欺に代表される特殊詐欺や、悪質商法などによる消費者被害が問題化しており、その手口もインターネットの普及などを背景に、悪質化・巧妙化しています。町においても、高齢者をターゲットにした不審な業者や電話に関する相談が寄せられており、消費者教育と発生時の迅速な対応が必要とされています。

■ 主な取組 ■

① 消防力の強化充実

地域消防の中核を担う消防団の活性化と機能強化を図るため、団員の教育・訓練による資質の向上に努めるとともに、津山圏域消防組合と連携をとり、消防力の強化と充実を図ります。また、消防団の組織改編や業務の分業化・専門化を検討し、団員数の確保及び対応力の維持に努めます。

② 消防設備の整備更新

防火水槽や消火栓等の消防水利の保全に努めるとともに、消防資機材や消防車両等の更新基準に基づいた計画的な整備・更新を進めます。

③ 計画的な防災体制の確立

地域防災計画に基づき、様々な協定の締結など計画的な防災体制の確立に努め、防災関連計画や各種マニュアルの改訂、実践的な訓練や職員の防災教育などにより防災対応力の強化を図ります。

④ 地域防災力の強化

広報活動や防災研修会等の実施により、「自分（家族）の命は、自分（家族）で守る」という「自助」の意識を高めていくとともに、自主防災組織の体制強化や組織間の連携、防災人材*の育成、災害ボランティアの受け入れ態勢の強化等「共助」の取組を進めます。

⑤ 土砂災害の未然防止

土砂災害の恐れのある土砂災害（特別）警戒区域*などの危険箇所について、緊急度の高いものから対策工事を進めます。また、土砂災害（特別）警戒区域^{しゅんせつ}の住民や事業所等との情報共有や避難体制の整備を進めます。

⑥ 河川等の改修及び浚渫*

地域の実情を考慮し、危険箇所などを点検し、改修整備を推進します。

⑦ 交通安全教育の推進

各年齢層に応じた交通安全教育を実施するとともに、関係機関と連携して地域ぐるみで交通安全意識の高揚に努めます。また、発生した事故の検証情報を踏まえ、再発防止対策に努めます。

⑧ 交通安全施設の整備

主要路線や通学路を中心にガードレールやカーブミラーを設置するとともに、施設の更新を計画的に行います。

⑨ 地域住民の防犯意識の高揚と施設整備

美咲警察署など関係機関と連携して、学校や地域、各家庭に対して啓発活動を行い防犯意識の高揚に努めます。特に、近年複雑化するインターネット犯罪や特殊詐欺等に対し、注意喚起を行います。

また、夜間の安全を確保する交通安全灯の整備を進めます。また、公共施設については、犯罪・事故・災害などの防止に配慮した環境の整備に努めます。

⑩ 高齢者の安全対策の推進

詐欺や悪質商法など高齢者が被害に遭いやすい犯罪を未然に防ぐため、警察と連携を図り、迅速な情報提供・啓発を行うなど、高齢者の保護に努めます。

⑪ 消費者教育の推進

消費者一人ひとりがクーリングオフ*など消費者契約に関する諸制度について、基本的な知識を習得し、自己判断できるように、広報紙などで消費者教育を行います。また、若年層も含めたあらゆる年齢層に対し、消費者被害の事例や対策の情報提供を行います。

⑫ 消費生活に係る相談体制の充実

消費生活に関する問題が発生した時に早急な対応ができるように、関係団体と協力して、相談体制の整備を行います。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
自主防災組織数	19組織	25組織	総務企画課
火災件数	2件	0件	総務企画課
犯罪件数	7件	0件	総務企画課
交通死亡事故件数	2件	0件	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 災害に備え、避難所の場所や避難経路をあらかじめ確認し、各家庭で備蓄品を確保しましょう。
- 日頃から地域の自主防災組織の活動に参加しましょう。
- 一人ひとりが防火意識を高め、地域全体で消防団活動を支援しましょう。
- 交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- 高齢により自動車等の運転に不安を感じたら、運転免許証の返納を検討しましょう。
- 消費生活に関する知識の習得に努め、困ったときは相談窓口を活用しましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 地域防災計画
- 国土強靱化地域計画

11 生活基盤の整備



■ 基本方針 ■

- 社会全体のデジタル化に対応する環境を整備するとともに、デジタル技術を活用できる人材の育成に努めます。
- 適正な設備の整備を行い、良質な水を安定供給するとともに、計画的な運営を行い、経営の健全化に努めます。
- 下水道接続の推進を図り、下水道処理区域外については積極的に合併浄化槽の整備を進め、環境衛生の整備を進めるとともに経営の健全化に努めます。

■ 現状と課題 ■

- 本町では、平成22年度に町内全域の光ファイバー網が整備され、光インターネットやケーブルテレビなど各分野でデジタル化が進んでいます。近年では社会全体のデジタル化が進み、業務の効率化や新たな付加価値の創出といった効果をもたらす反面、個人情報や加速度的に増加するデータの管理や高度化するサイバー攻撃への対応などサイバーセキュリティ*への早急な対応が必要となっています。高齢者の多い本町では、ICTの有効利用ができていない状況が多く見られ、今後は高齢者を含め、社会全体のデジタル化に向けて、十分な情報提供とサポート、利活用などソフト面での推進が必要となっています。また、光ファイバー網については、整備から10年が経過した現在、維持管理の困難な箇所が散見される状況となったことについて、倒木や虫食いなどに起因する断線を未然に防ぐよう、伝送路の保全を行う必要が生じてきています。
- 本町では、平成29年度に2つの簡易水道を統合し、久米南町簡易水道を経営しています。令和2年度の給水人口は4,504人、普及率96.7%、1日の平均給水量1,487m³となっており、過疎、高齢化による人口減少のため、給水人口は減少の傾向にあります。年間給水量のうち自己水源によるものが23.8%、残りは全て岡山県広域水道企業団からの受水に依存しています。安定供給の実現には企業団からの受水は不可欠ですが、受水費の負担は簡易水道経営に大きな影響を与えることから、今後も十分な検討が必要となります。また、災害に備えるため、事業継続計画 (BCP) に基づいて、応急措置用の資機材の備蓄及び臨時給水資材の調達などを計画的に進める必要があります。
- 生活排水の処理については、下水道と合併浄化槽の推進を図っています。下水道については、平成24年度に面整備の全てを完了しており、ライフサイクルコスト (LCC)* 最小化の観念を取り入れて、効率の良い施設管理・整備を行うとともに、下水道の接続の推進を図り経営の健全化を進める必要があります。
- 合併浄化槽については、平成3年度から合併処理浄化槽設置促進事業を開始し、し尿に加えて生活雑排水の処理も含めた総合的な処理体制を整備してきました。河川などの公共用水域の水質汚濁防止は緊急の課題であり、合併処理浄化槽の普及促進は公共下水道の整備と両輪をなすものです。

■ 主な取組 ■

① デジタル社会の進展への環境整備

町が整備した光ファイバー網を有効に活用するため、マイナンバーカード等の活用によるオンラインでの住民サービスの向上を中心に利用促進を図るとともに、光ファイバー網の適切な維持管理を行い、安定したサービスを提供します。また、AI・ビッグデータ・IoTなどデジタル技術の活用が進む中、今後は、5G*の実装が防災、交通、産業等各分野で進むことにより、データ量の加速的な増加が見込まれ、さらにパーソナルデータの活用が進むことからサイバーセキュリティの在り方やリスクへの対応に備えるよう努めます。

② 社会のデジタル化に必要なリテラシー教育の充実

パソコンや各種デバイスの操作能力の向上のみならず、様々なアプリケーション*の活用能力の向上を図るなど、社会全体のデジタル化に対応できるよう情報リテラシー*教育を推進します。

③ 公的分野におけるデジタル化とDXへの取組

マイナンバーカード等を活用したオンラインによる行政手続きや電子申請などの利用拡大により、住民満足度の高いデジタル化に取組ます。また、教育や医療などの公的分野のデジタル化への対応を推進し、生活の利便性の向上を図ります。

④ 継続した安全な水の供給と経営

適正な水質等の管理により安全な水の供給や無収水量の削減に努めるとともに、アセットマネジメント*計画に基づき施設等の改築・更新を行うことで維持管理を充実強化します。また、令和6年度から地方公営企業法を適用し、経営の可視化によってより効率化を進めます。

⑤ 災害に強く持続可能な下水道事業

下水道事業継続計画（BCP）により、大規模災害時において速やかに高いレベルの下水道機能の維持・回復が可能となるよう備えます。また、ライフサイクルコスト（LCC）最小化の観念を取り入れ、ストックマネジメント*計画に基づいた施設等の改築・更新を効率的に行い、維持管理を充実させます。経営面では、十分な情報提供を行うことで下水道の接続を推進し、令和6年度からの地方公営企業法適用によって更なる健全化を目指します。

⑥ 合併処理浄化槽の普及

下水道処理区域外については、設置補助を行い、積極的に合併浄化槽の普及を図ります。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値（R3）	前期目標値（R8）	担当課
簡易水道の有収率	93.9%	95.0%	建設水道課
下水道水洗化率	73.5%	78.0%	建設水道課
合併処理浄化槽普及率	55.3%	77.0%	建設水道課
光インターネット利用率	37.8%	45.0%	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- インターネットの正しい利用の知識を学びましょう。
- オンラインによる申請手続きなどを利用しましょう。
- 水を大切に使う生活に努めましょう。
- 下水道への接続に努めましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2期久米南町創生総合戦略
- 情報化計画

12 交通基盤の整備



■ 基本方針 ■

- 道路の利用状況に応じた効果的・効率的な道路整備と長寿命化を推進するとともに、町民が安心して安全に通行できる道路整備を進めます。
- 生活機能が集中する3駅周辺を拠点地域とし、町内全体を面的な公共交通ネットワークで結ぶことで、地域拠点の機能維持や暮らしやすい環境を構築します。

■ 現状と課題 ■

- 久米南町では自家用車の利用が主な移動手段となっており、生活や経済・観光を支える基盤として、また災害時における防災支援のネットワークとして、道路は重要な役割を果たしています。町を南北に縦断する国道53号を（実延長9,735m、改良率100%、舗装率100%）中心に、県道7路線（実延長49,422m、改良率63.5%、舗装率は100%）と町道402路線（実延長326,631m、改良率36.8%、舗装率75.3%）で構成されています。道路はこれまで生活環境改善のため建設を進めてきましたが、施設の老朽化が進み、補修・更新に要する費用は今後増大することが予想されています。特に橋梁は、高度経済成長期に集中的に整備され、今後、多くの橋梁が老朽化（建設後50年以上経過）し、損傷などが発生することが予想されます。そのため、改めて道路維持管理が重要とされています。
- 公共交通機関は、利便性の向上や高齢者の生活支援など、生活手段の重要な役割を担っています。久米南町の主要な公共交通機関としては、町を南北にJR津山線（3駅）が通っており、通勤・通学の主要手段として多くの人に利用されています。また、町内の移動手段として、AI配車システムを活用したデマンド交通を導入し、交通の利便性向上を図ってきました。現在は、デマンド交通の利用者は増加しているものの、JR津山線の利用者は減少傾向にあり、関係団体と協力した利用促進対策が必要となっています。

■ 主な取組 ■

① 国道・県道整備の推進

国道と県道については、町の主要部を通る重要な道路であり、都市部との連携向上・災害に強い道路網等を構築するために道路の整備は不可欠なものであるため、より一層強力に国・県に対して整備促進に対する要望を行っていきます。

② 町道施設の維持管理

道路施設を安全・安心に使用していただくため、道路の安全パトロールを定期的に行い、危険個所の早期発見・早期改修に努めます。また、地域と連携し、道路の草刈りや側溝清掃など道路愛護活動を行い、生活道路の安全確保に努めます。

③ 町道の改良舗装と長寿命化

町道については、維持補修工事等を優先的に行い、改良舗装は必要性・緊急性の高い部分を優先し、計画的な整備を行います。また、道路の点検結果をもとにした整備計画を策定し、計画的で適切な予防保全を実施することで、道路施設の長寿命化と補修費用の平準化を図ります。

④ 町民誰もが日常的に利用できる公共交通

運行日や時間帯、決済手段の多様化等を図り「カッピーのりあい号」の利便性を高めます。また、既存の交通資源の活用により、町中心部と近隣の医療機関等を直接結ぶ交通手段の確保・充実を図ります。

⑤ 町の魅力を高め、『ひと』がいきいきと交流できる公共交通

「カッピーのりあい号」等を商品宅配サービスや個人宅間の荷物配送サービスの充実に活用し、「ひと」や「モノ」の移動を支えるいきいきとした生活を実現します。また、店内や施設の中で利用者が集うことのできる待合スペースを確保するなど、公共交通の利用促進と地域のにぎわい創出を図り、高齢者の外出機会のさらなる増大を目指します。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
道路改良率 (町道)	36.8%	38.0%	建設水道課
カッピーのりあい号の利用者数	17,000人	18,000人	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- JRやデマンド交通などの公共交通機関の利用に協力しましょう。
- 道路の異常を見つけたときは役場に連絡しましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 地域公共交通計画
- 久米南町舗装長寿命化計画



基本理念Ⅲ

自然と共生し、
活力あふれる
持続可能なまちづくり

基本目標5 豊かな自然資源を活かした活力のあるまち

「環境にやさしいまちづくり」

「農林業の振興」

「商工業の振興」

基本目標6 一人ひとりが輝ける、持続可能なまち

「多様性社会の推進」

「持続可能なまちづくり」

13 環境にやさしいまちづくり



■ 基本方針 ■

- 廃棄物の減量化や再資源化を町民と行政が協力して行うとともに、将来を見据えた広域的な廃棄物処理体制の構築を進めます。
- 自然との共生を目指し、環境に配慮した施設整備を行うとともに、地球温暖化など環境問題に関する情報提供や教育を進めます。

■ 現状と課題 ■

- 町のごみ処理は、岡山市（旧建部町地域）と久米南町で組織した岡山市久米南町衛生施設組合によって行っていますが、安全で効率的なごみ処理を進めるため、関係市町と連携し広域ごみ処理施設の建設を進めています。ごみの収集に関しては、5種類の分別収集を実施しており、資源ごみについては、地域と協力して各地区に設置した資源ごみステーションへ分別して収集しています。処理施設の老朽化や最終処分場の許容量には限りがあり、ごみの減量化と再資源化を町民と行政が協力して行い、環境に配慮した廃棄物処理を進める必要があります。
- 久米南町は美しい自然環境に恵まれ、北庄・上粕地域に広がる棚田や神之淵池など、久米南町でしか見られない貴重な景観が各地に存在しています。また、「久米南美しい森」や「川柳の小径・公園」、「歌碑公園」など自然を活かした公園を整備するなど、自然環境を活かした景観整備を行っています。しかし、耕作放棄地の増加や松食い虫による森林の荒廃により、美しい田舎の原風景も荒れ始めており、地域と行政で連携をとりながら自然景観を保存する取組が必要とされています。
- 世界的な人口増加により、資源・エネルギーの大量消費による地球温暖化など環境問題は深刻さを増しており、地球規模でエネルギーの利用について考えなければならない状況が生じています。我が国においても、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル*、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されています。昨今ではクールビズなど省エネルギーの取組が一般化するとともに、家庭での太陽光発電やハイブリッド車、電気自動車など環境に配慮した新エネルギーの導入も行われてきていますが、今後はより一層、「限りある資源、エネルギーは未来からの借り物」という意識を高め、資源循環型の社会構築のため積極的に取り組む必要があります。

■ 主な取組 ■

① ごみ処理の広域化の推進

安全で効率的なごみ処理を進めるため、関係市町と連携し広域ごみ処理施設の建設に取組、環境などに配慮したより良いごみ処理体制を構築します。

② ごみの減量化と資源化の推進

分別収集やごみ減量、ごみの排出量に関する広報活動を充実させるとともに、地域と協力して資源ごみ回収の効率化とリサイクルに向けた啓発運動を推進します。

③ 公園・緑地の整備と利用の促進

ゆとりある日常生活や余暇活動の活発化・多様化に対応し、誰でも気軽に安心して利用できる公園・緑地の整備を進めます。また、適正な維持管理と積極的なPRにより、利用者の拡大に努めます。

④ 自然環境の保全と緑化の推進

恵まれた美しい自然環境や日本のつなぐ棚田遺産「北庄・上初地区」など歴史的価値のある景観を保全するため、地域と協力し、周囲の環境や景観と調和した緑化を推進します。

⑤ 気候変動への対策

気候変動に伴う自然災害の多発などの影響から住民の安心安全を守り、住民生活を維持可能なものとしていくため、気候変動対策に関する啓発や環境教育の充実を図り、住民と行政がともに二酸化炭素排出削減対策に取組ます。

⑥ 新エネルギーへの取組

国や県、近隣市町村、再生エネルギー関連事業者の動向を踏まえながら、太陽光発電など地域の自然や資源を生かした新エネルギーの導入の取組を進め、地域の活性化や安心安全な暮らしにつなげます。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
ごみ排出量	1,300トン (見込)	1,150トン	税務住民課
資源ごみ回収量	170トン (見込)	180トン	税務住民課
公有財産への再生可能エネルギー*発電の設置数	12カ所	15カ所	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- ごみの分別やリサイクルの推進など各自の責任においてごみの適正処理に努めましょう。
- ごみ収集所の管理に協力しましょう。
- 不法投棄撲滅に向け、パトロールへの参加など地区で協力しましょう。
- 身近な公園・緑地については、地域住民による維持・管理を進めましょう。
- 河川・道路の清掃活動など各地区・団体で取り組む環境美化活動を進めましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 岡山連携中枢都市圏ビジョン

14 農林業の振興



■ 基本方針 ■

- 国や県、関連団体・事業者と連携して、農業生産基盤の整備を推進するとともに、先端技術の導入や担い手の支援、育成、確保を図り、競争力の高い農産物の開発等を推進します。
- 国や県、関連団体・事業者と連携をとりながら、効果的な森林整備ができるよう人材育成や整備を図ります。
- 野生鳥獣による農産物被害の防止を図るため、専門家等と連携を図り、耕作者などと協力し対策を推進します。

■ 現状と課題 ■

- 農業は町の主要産業であると同時に美しい景観を形成する地域資源です。しかし、農業従事者の高齢化、後継者不足などを背景として、耕作放棄による遊休農地の増加が問題となっています。また、米の価格低迷が続き、経済的にも農家を取り巻く環境は大変厳しいものとなっています。このような厳しい状況の改善のため、農地の流動化の推進や担い手の確保や育成、集落営農*の推進、スマート農業*など先端技術の導入など農家の生産体制の強化が求められ、さらに、本町の農産物のブランド化や高付加価値化による農産物の競争力の強化を図る必要があります。
- 森林は、木材の生産のみならず、水源かん養、災害防止、国土保全、レクリエーションの場の提供などさまざまな機能をもっていますが、就業者の高齢化、担い手不足などから森林の荒廃が急速に進んでいます。また、松枯れが各所に見られ、倒木の恐れもでており、今後、環境面・景観形成の面からも、森林の保全と活用を図る対策が急務と思われるます。
- イノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害が年々増加しており、町でも防護柵の補助などさまざまな被害防止対策に取り組んでいますが、被害の減少には至っておらず、今後も継続して対策に取り組む必要があります。

■ 主な取組 ■

① 農地の保全と流動化の推進

中山間地域等直接支払制度などを活用し農地の保全に努めるとともに、集落営農や認定農業者、人・農地プランの中心経営体等担い手への農地集積を推進します。

② 次代を担う担い手の確保と育成

国や県、関連団体・事業者と連携して、後継者の育成と新規就農者の確保に努めるとともに、認定農業者や集落営農組織の規模拡大や法人化、企業の農業参入を支援する等、多様な担い手を育成します。また、新

規就農希望者には、地域の実情把握や既存農家との交流の機会を提供するとともに、利用可能な農地など農業に関すること、住居に関するアドバイスや情報提供できる体制を整備します。

③ 農産物の高付加価値化の推進

市場の状況や消費者ニーズを捉え、農産物のブランド化や6次産業化*など農商工連携により付加価値の高い加工品の開発を進めます。

また、市場価値の高い品種や高品質で安定的な生産のための新技術の普及や先端技術の導入により農業の省力化や高品質生産等の実現を図ります。

④ 都市と農村の交流

田植えの体験会など都市と農村の交流を継続的に推進し、農業の素晴らしさを広く啓発します。

⑤ ほ場整備や農道などの改修

農地及び農業用施設の管理にかかる労力節減のため、ほ場整備や用排水路、農道などの改修を図ります。

⑥ 森林資源の活用

国や県、関連団体・事業者と連携をとりながら、人工林の適期での間伐、枝打ちなど、適正な保育を推進し、森林の回復に努めます。

また、久米南美しい森を活用し、森林の働きや重要性をPRするとともに、専門的技術を持つ優れた林業の人材育成を推進します。

⑦ 森林の保全

国や県、関連団体・事業者と連携を図り、人工林だけではなく、里山・広葉樹林の保全にも努めるとともに、まつたけ山の保全のため、松枯れ木の除去を適正に行い、特産のまつたけの増産を図ります。また、松くい虫の防除については、伐倒駆除等を実施することにより、赤松林等山林の保護と被害の拡大を防止します。

⑧ 農作物の鳥獣被害防止対策等の推進

野生鳥獣による農産物被害の防止を図るため、専門家等と連携し、防護対策と捕獲対策、狩猟の担い手の確保・育成促進するとともに、耕作放棄地や里山の適切な管理、実収穫作物の早期処理などを啓発し、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを進めます。

また、民間加工業者などと協力し、加工品などの開発を行い、有害鳥獣の有効利用を図ります。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
新規就農者数	3人	6人	産業振興課
有害鳥獣駆除数 (イノシシ)	720頭	720頭	産業振興課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 消費者は地産地消の考え方で、町内で採れた農畜産物を優先的に購入しましょう。
- 森林の適正な管理に取り組まましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2期久米南町創生総合戦略（目標3：持続的な地域経済の維持）
- 久米南町担い手確保計画
- 鳥獣被害防止計画
- 久米南町森林整備計画

15 商工業の振興



■ 基本方針 ■

- 関係機関等と連携を図り、既存企業の持続や活性化、創業や雇用の拡大に取り組むとともに、新たな働き方への対応を進め、人口増加の鍵となる働く場の創出・確保を推進します。

■ 現状と課題 ■

- 全国的な景気低迷により、町内の小規模経営や下請け型の企業は規模の縮小、閉鎖など大変厳しい状況下におかれています。また、商店については、その多くが個人商店で、地域に密着したサービスを提供し経営を行っています。しかし、岡山市や津山市など周辺自治体への大規模店舗やコンビニエンスストアの影響や消費者ニーズの多様化、ネット通販といった新しい販売形態の出現等様々な環境変化により、町内商店での消費が減少してきています。また、高齢化、後継者不足などを原因とした廃業も見られます。
- 本町では町内に大きな雇用を生む企業はないものの、比較的アクセスが良いため、多くの人は、岡山市や津山市など近隣の都市へ通勤しています。町ではそれら都市圏にある公共職業安定所など関係機関と連携し、雇用の安定、UIターン希望者への就職機会の拡充など、雇用対策の充実に努め、併せて上弓削地内の県営工業団地のほか町内への企業誘致を進めてきましたが、ここ数年は企業誘致実績がなく、さらに事業環境の変化等に伴う既立地企業の撤退が見られます。今後は、既存企業の持続や活性化への支援、創業や雇用の拡大に取り組むとともに、新たな働き方への対応を進め、地域の活性化や定住促進のために、働く場の創出・確保を推進する必要があります。

■ 主な取組 ■

① 既存地場企業の活性化

商工会など関係団体と連携し、事業継続への取組や各種助成等により経営の安定化を進めます。各種融資制度、助成制度の活用を図り設備の近代化、高度化を進めるとともに、商工会や町と町内事業所における情報共有の体制の整備を図ります。

② 商店街の活性化

商店街を単なる「買い物の場」から「暮らしの広場」へ、その機能を高めるべく、空き店舗の活用を含め、地域と連携して、事業者自らの主体的な取組を促しながら、魅力ある商店街づくりを進めます。また、「買い物支援事業」による移動販売やデマンド交通の利便性を周知していきます。

③ 地域資源を生かした取組の促進

地域内で雇用と所得を持続的に生み出すことができるよう、地域資源を活用した新たな特産品の開発やブランド化、起業、地域と企業のマッチングや新産業の創出等、地域の自立に向けた取組を支援します。

④ 新規創業者への創業支援

商工会など関係団体と連携し、新規創業者への創業支援などを進めます。また、空き家や空き店舗等の活用に対し助成金等の支援を図り、創業時の負担の軽減を図ります。

⑤ 雇用機会の拡大

新たな雇用機会をつくるため、町内への企業誘致を進めるとともに、他の市町村や関係機関と広域的な連携を図り、岡山圏域・津山圏域への雇用創出を進めます。

⑥ 就労環境の改善

働きやすい職場づくりに向け、雇用者と労働者が互いに理解を深めるため、関係機関と連携し、状況の把握や啓発活動を行います。また、働き方改革に適切に対応できるよう、先進事例等の情報提供・共有を図るとともに、副業や兼業、テレワーク*やワーケーション*などの新たな働き方への対応を促進します。

⑦ 広域連携による就職支援の促進

津山広域事務組合で取り組んでいる就業相談窓口を活用し、広域での雇用や就職支援を強化し、働く環境の整備を促進します。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
新規事業者数	3事業者 (R2)	5事業者	産業振興課
起業家支援事業 (5年累計)	4件	6件	産業振興課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 地産地消を心がけましょう。
- SNSなどを活用して、特産品の情報発信をしましょう。
- 健全な心身保持のため、働きやすい環境づくりや福利厚生充実を図りましょう。
- 事業者は若年者、女性、高齢者、障害者の雇用機会の提供に努めましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 第2期久米南町創生総合戦略 (目標2: 地域を支える担い手の移住・定住促進とひとの流れの創出)
- 第2期久米南町創生総合戦略 (目標3: 持続的な地域経済の維持)

16 多様性社会の推進



■ 基本方針 ■

- 人権に関する啓発活動や教育を推進し、町民一人ひとりの人権が尊重される、差別を許さない社会の実現を進めます。
- 男女共同参画の意識啓発を図り、性差に関わらず家事、育児、介護等と仕事がバランスよく取り組めるよう意識改革を促進するとともに、女性が、社会に出やすい環境づくりに努め、様々な分野で活躍できる社会の実現を進めます。
- ユニバーサルデザインの考え方や社会の多様性への理解を深め、誰もが暮らしやすい快適なまちの実現を目指します。

■ 現状と課題 ■

- 町民一人ひとりがいつも自由に生き生きとして生活するため、人権問題に対する正しい認識を深め、お互いの人権を尊重し合うことができる社会の構築が求められています。女性、障害者、子ども、高齢者及び外国人などそれぞれの問題について、学校・社会・家庭で広角的に教育を行うとともに、広く啓発活動を行い、正しい認識と理解を深め、差別のない明るい社会の実現に向けて、総合的に人権教育を推進することが必要です。また、近年はインターネットやSNS上での人権侵害も増加しており、利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要となっています。
- 町では、早くから町婦人協議会が中心になり活発に男女共同参画の啓発活動が行われ、平成22年度には「久米南町男女共同参画社会推進条例」及び「久米南町男女共同参画社会推進プラン」を策定、また平成27年度には「第2次久米南町男女共同参画社会推進プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、計画的に施策を進めています。しかしながら、町民の意識の中には、男女の役割についての固定的な考えがまだ強く、継続的な啓発による意識改革が必要とされています。「年齢・性別・能力・国籍などにかかわらず、全ての人のにとって、安心・安全で使いやすい建物やサービスなどをデザインする」という概念は、誰もが暮らしやすい地域づくりにとって欠かすことのできない考え方であり、地域共生社会*を進める上で住民の理解や行政の視点として、より一層の導入が求められています。

■ 主な取組 ■

① 人権意識の高揚

学校、家庭、地域、企業において、あらゆる偏見や差別をなくすための人権尊重の教育を推進します。また、講演会・研修会などの開催により人権問題を学ぶ機会を提供し、人権意識の高揚に努めます。

② 人権相談活動の推進

関係機関と連携して、人権侵害の防止に努めるとともに、人権擁護委員による人権相談活動を推進します。

③ 総合的な人権教育の推進

家庭、学校、地域社会が連携し、地域ぐるみの取組により、人間尊重の精神のもとに、全ての差別と偏見を解消する意欲・態度や実践力の育成に努めます。また、町人権教育推進委員会、人権擁護委員及び民生委員などと連携して、総合的な人権教育を推進します。

④ 異文化理解への取組

久米南町在住の外国人と地域住民が正しく理解し互いの個性を尊重し合えるように学習や交流の機会をつくります。

⑤ 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

男女共同参画の意識の高揚を図るため、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成します。また、家庭や地域、学校における男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実に努めます。

⑥ 女性が活躍できる場づくり

事業所や地域の団体において、政策・方針決定過程に女性の参画を推進するよう働きかけ、中心となる女性の人材育成と参画意識を高めていきます。また、社会に出やすい環境づくりに努め、様々な分野での担い手として、活躍できる環境づくりに取組めます。

⑦ 仕事・家庭・地域社会における調和の促進

性差に関わらず家事、育児、介護等と仕事がバランスよく取り組めるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の理解を深め、意識改革を促進するために情報提供や啓発活動を行うとともに、事業所においては、現場の声を踏まえながら育児・介護休業制度等が取得しやすいような環境づくりを促します。

⑧ あらゆる暴力の根絶

すべての人が互いの人権を尊重し合い、健康で安心・安全な日常生活ができる環境を整えるため、男女共同参画社会の実現を阻害する暴力の防止と被害者支援を行うための相談体制の充実を図ります。

⑨ UDマインドの定着化

多くの町民にUDの考え方を理解してもらい、定着させるために、広報紙などで積極的に啓発を行うとともに、全ての施策にUDの考え方を取り入れていくよう努めます。

⑩ 公共施設のバリアフリー化

公共施設の建設にあたっては、バリアフリーの視点に立った建設を行い、また、公共施設の安全性や快適度を点検し、必要な箇所については改善して、誰もが使いやすいよう施設整備を促進します。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
各種審議会への女性登用率	36%	38%	総務企画課
バリアフリー化した公共施設	2カ所	5カ所	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重しましょう。
- 職場、学校、地域、家庭等で男女共同参画の推進に努めましょう。
- 家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょ。

■ 関連する個別計画 ■

- 男女共同参画社会推進プラン
- 公共施設等総合管理計画

17 持続可能なまちづくり



■ 基本方針 ■

- 各種計画と財政計画を連動させ、各種政策の必要性や有効性を見極め、積極的に改革していくことで効率的な行政運営を図るとともに、限られた財源を有効に活用して財政運営の健全化の維持に努めます。
- 近隣市町村と連携・調整を図り、広域での課題解決や効率的な行政運営に努めます。
- 広報紙やホームページの充実、行政情報の公開などを積極的に進め、町民と行政が情報を共有することで互いのパートナーシップの高揚を図ります。

■ 現状と課題 ■

- 町の財政は、人口減少、少子高齢化の進展による社会保障経費の増加や公共施設の老朽化による更新費用の確保など、依然として厳しい財政状況が続いています。ここ数年、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率などの数値に若干の改善がみられるものの、庁舎等複合施設の建設等の大規模事業の進捗に伴い令和11年をピークとして数値の下降が見込まれるとともに、人口減少に伴う収入の減少や公共事業の減少などにより財政規模は縮小し、財政構造は弾力化を失いつつあります。こうしたことから、町税など経常一般財源の確保に努めるとともに、引き続き無駄のない効率的な事務事業の実施に心がけ、より一層の経営的感覚による効率的、効果的な行財政運営を行う必要があります。
- 今後も多様化する住民ニーズなどによって行政需要はますます増大・多様化し、また、行財政環境も当初の見込みを上回る厳しい状況で推移する中、町民の期待度に応えるより良い住民サービスの提供が求められています。近年、情報基盤や交通網の発達などにより、町民の生活圈や経済圏が広域化しており、より効率的な行政運営をするためにも、一部事務組合など事務の共同処理による広域行政によるまちづくりを進めることが求められています。また、人口減少に起因する全国的な地方創生の取組についても、効率的かつ効果的な行政サービスが不可欠となります。町では、津山市を含む1市5町で津山広域事務組合及び津山圏域消防組合を、また周辺の関係市町で岡山市久米南町衛生施設組合、旭川中部衛生施設組合や久米老人ホーム組合などを設けて、地域振興事業や雇用労働対策、消防、ごみ・し尿処理や高齢者保護などの分野の共同処理を行っています。さらに、岡山市を中心市とする、8市5町にて連携中枢都市圏を形成し、津山市を中心市とする、1市5町にて定住自立圏を形成して、広域連携を図っています。今後も医療や産業、観光振興などの各分野において周辺市町村との連携を強めるとともに、様々な行政課題に適切に対応し、効率的な行政を進めるためにも広域的な取組の促進に努めていく必要があります。
- 本町の主な公聴広報活動としては、広報紙「広報くめなん」の配布のほか、町の公式サイトやSNSを活用して、まちの話題や制度のお知らせなど情報提供を行っています。また、情報公開条例に基づく公文書の開示や町の各種計画案の意見を求めるパブリックコメントなどを実施し、情報公開と意見公聴を行っています。今後も町政について町民に説明責任を果たすことにより、開かれた行政を作っていく必要があります。

■ 主な取組 ■

① 効率的な行財政運営

ふるさと納税の活用など積極的な財源確保を図るとともに、行政施策の評価制度などにより事業目的の達成度合い、民間との役割分担、費用と効果などの観点から適切な見直しに努め、より効率的な行財政運営を目指します。

また、公会計制度により、資産を含む「発生主義・複式会計」の財務諸表を作成・公開し、自治体運営に活用するとともに、財政状況の「見える化」を図ります。

② 納税意識の醸成と徴収体制の強化

町公式サイトや広報紙において納税の必要性や税制度の説明に努め、納税意識の向上を図ります。また、未納者に対しては、状況に応じた細やかな対応を行うなど、徴収体制の強化を図り、積極的な滞納整理に努めます。

③ 公共施設等の計画的な整備・更新

公共施設の管理については、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、長寿命化や整備・更新の判断を行い、財政負担の軽減と将来を見据えた適正な配置を行います。

④ 広域連携・民間活力による行政の効率化

岡山市を中心市とした8市5町の連携中枢都市圏や津山市を中心市とした1市5町定住自立圏にて事業連携の検討及び実施に取組、広域行政での課題解決や事務の効率化に努めます。また、事務事業の広域的な共同処理や公共施設の広域的な利用の促進など、広域的な行政サービスの推進に努めます。

また、民間の専門的な知識・ノウハウを活用し、行政業務のアウトソーシングを推進します。

⑤ 広報活動の充実強化

広報紙「広報くめなん」の内容充実を図るとともに、町公式サイト上の利便性の向上や登録制の情報発信メールの活用により、スピード感のある情報提供に努めます。町政のさまざまな活動を町民に説明し、開かれた行政としていくため、SNSを活用した積極的な情報提供と情報公開条例に基づく情報の開示を行います。

⑥ 公聴活動の充実

町民の声の意見聴取、インターネットの活用やアンケート調査などを実施し、町民の意見、要望を町政に反映できるよう努めます。

■ 目標指標 ■

指標名	基準値 (R3)	前期目標値 (R8)	担当課
経常収支比率	89.5% (R2)	88.0%	総務企画課
実質公債費比率	14.8% (R2)	12.0%	総務企画課
将来負担比率	15.5% (R2)	15.0%	総務企画課
町公式サイトアクセス件数	376,000件	420,000件	総務企画課

■ みなさんにご協力いただきたいこと ■

- 町の行財政への関心を持ちましょう。
- 広報紙を読むなど、行政情報や街の話題に興味を持ちましょう。

■ 関連する個別計画 ■

- 財政運営適正化計画
- 公共施設等総合管理計画
- 公共施設個別計画
- 岡山連携中都市圏ビジョン
- 津山圏域定住自立圏共生ビジョン



資料編

アンケート 町民意識・中学生意識

1 町民意識調査結果

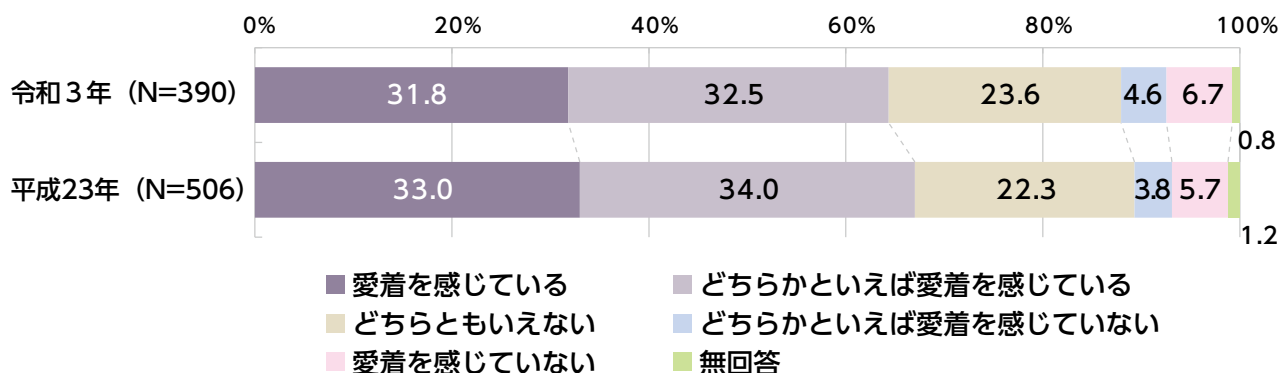
第6次久米南町振興計画の策定にあたり、町民の生活実態に関する意識、多様化する町民ニーズ、行政課題を把握するため、町が推進している施策の満足度や町政への意見などをアンケート形式で調査し、計画策定の基礎資料とし、計画策定に反映するため実施したものです。調査対象・方法及び結果については以下のとおりとなっています。

(1) 調査対象・調査方法及び回収結果

項目	内容		
調査対象	久米南町にお住いの16歳以上の町民		
配布数	1,000		
抽出法	無作為抽出		
調査方法	郵送法（郵送による配布・回収）		
調査時期	令和3年7月2日～7月18日		
調査地域	町内全域		
回収数	390	回収率	39.0%

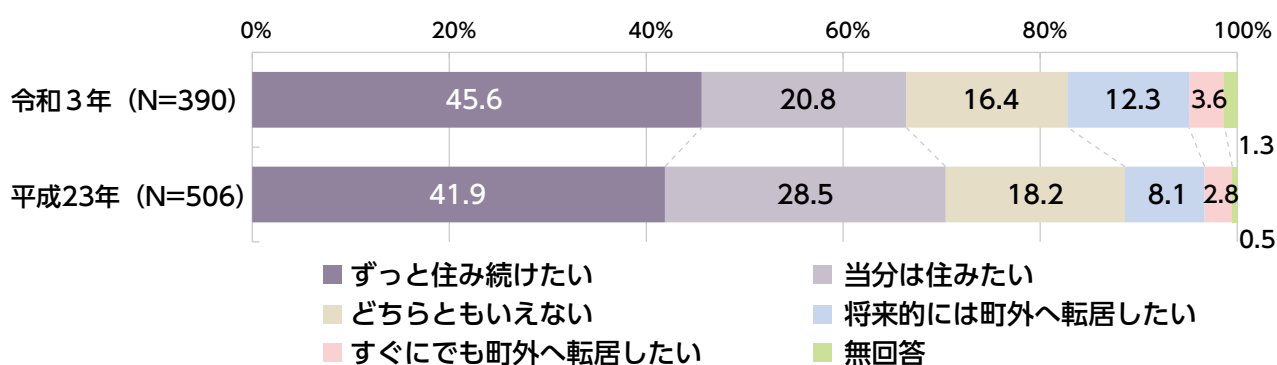
(2) 町への愛着度について

「どちらかといえば愛着を感じている」と答えた人が32.5%と最も多く、「愛着を感じている」（31.8%）とあわせた“愛着を感じている”という人は64.3%となっており、町への愛着度は比較的高い結果となっています。



(3) 定住意向について

「ずっと住み続けたい」と答えた人が45.6%と最も多く、「当分は住みたい」（20.8%）とあわせて“住み続けたい”という人は66.4%となっており、町への定住意向は比較的高い結果ですが、“住みたくない”（「将来的には町外へ転居したい」（12.3%）及び「すぐにでも町外へ転居したい」（3.6%）の合計）は15.6%となり、町外への転居を考えている方も比較的多い傾向がみられます。



2 満足度・重要度

久米南町の進めるまちづくり施策について、現在どの程度満足しているか、また、今後重要度が高いと考える項目について、保健・医療・福祉、生活環境・安全、産業・観光、教育・文化、住民参画・行財政の5分野29項目を設定し、項目ごとに5段階で評価してもらいました。

(1) 満足度

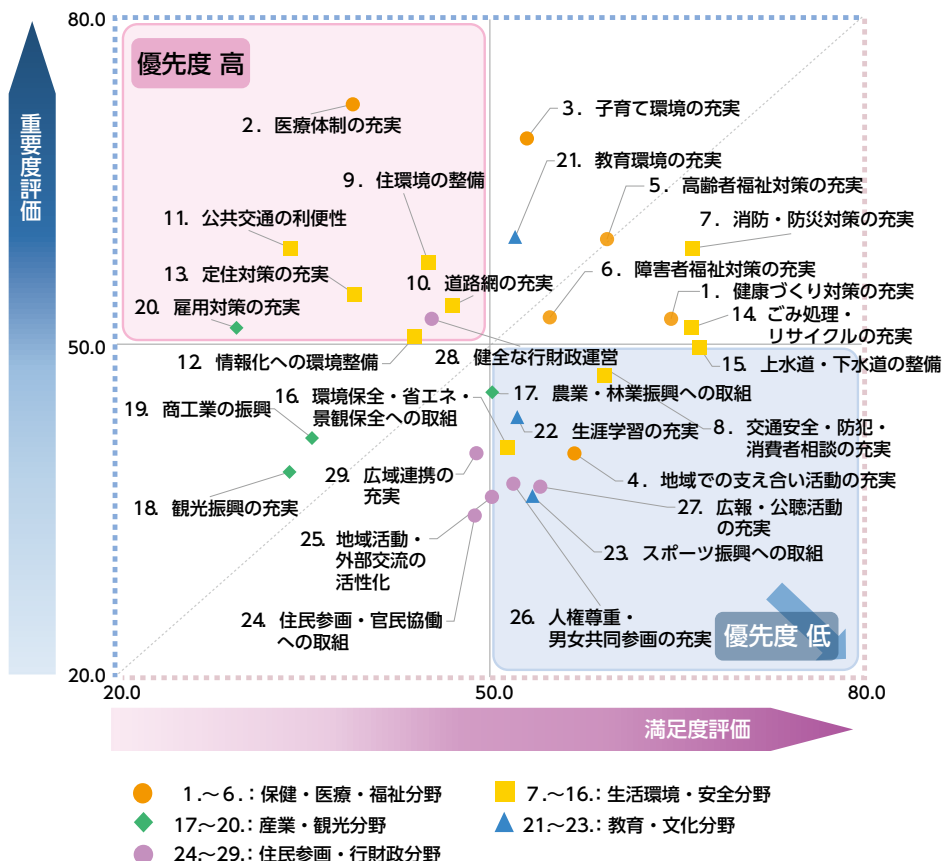
全 体		
	令和3年	平成23年
上位3位	15. 上水道・下水道の整備	7. 消防・防災対策の充実
	7. 消防・防災対策の充実	15. 上水道・下水道の整備
	14. ごみ処理・リサイクルの充実	14. ごみ処理・リサイクルの充実
下位3位	20. 雇用対策の充実	20. 雇用対策の充実
	18. 観光振興の充実	17. 農業・林業振興への取組
	11. 公共交通の利便性	13. 定住対策の充実

(2) 重要度

全 体		
	令和3年	平成23年
上位3位	2. 医療体制の充実	1. 健康づくり対策の充実
	3. 子育て環境の充実	7. 消防・防災対策の充実
	21. 教育環境の充実	5. 高齢者福祉対策の充実
下位3位	24. 住民参画・官民協働への取組	29. 広域連携の充実
	25. 地域活動・外部交流の活性化	18. 観光振興の充実
	23. スポーツ振興への取組	19. 商工業の振興

(3) 優先度

満足度と重要度の分析結果を踏まえた、今後優先的に取り組むべき施策項目は、「2. 医療体制の充実」が最も高く、次いで「11. 公共交通の利便性」、「20. 雇用対策の充実」、「3. 子育て環境の充実」、「13. 定住対策の充実」などの順となっています。分野別では、保健・医療・福祉、生活環境・安全の分野の施策に対する優先度が高く、住民参画・行財政の分野の施策への優先度が低くなっています。



3 中学生意識調査

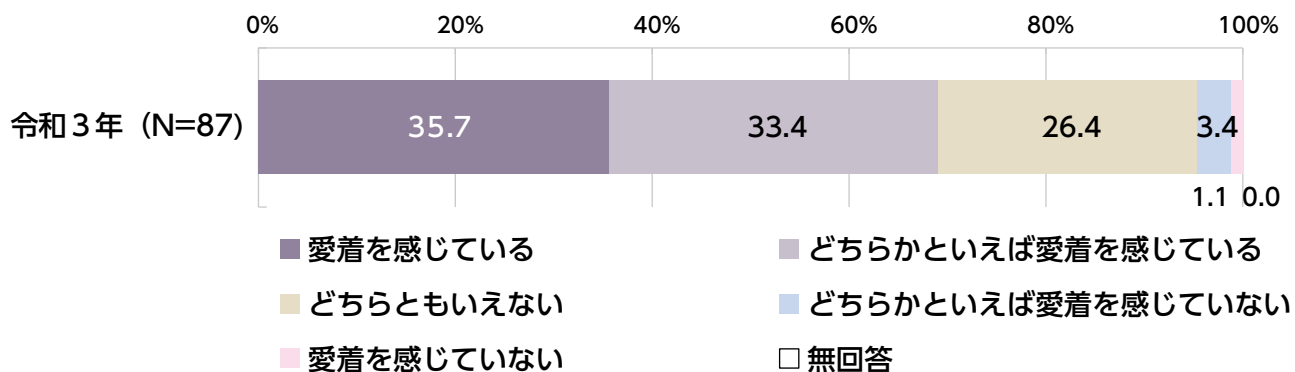
第6次久米南町振興計画の策定にあたり、将来のまちづくりの主役となる中学生のみなさんに、現在の久米南町をどのように思うか、また、将来どんな町になってほしいかなどをアンケート形式で調査し、計画策定の基礎資料とし、計画策定に反映するため実施したものです。調査対象・方法及び結果については以下のとおりとなっています。

(1) 調査対象・調査方法及び回収結果

項目	内容		
調査対象	久米南町にお住いの中学生		
配布数	92		
抽出法	全数調査		
調査方法	学校による配布・回収		
調査時期	令和3年7月		
調査地域	久米南中学校		
回収数	87	回収率	94.6%

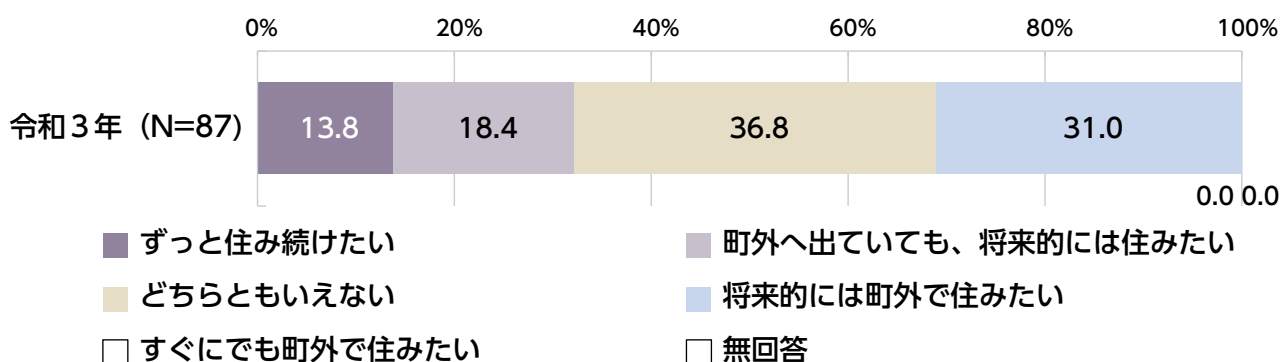
(2) 町への愛着度について

「愛着を感じている」と答えた人が35.7%と最も多く、「どちらかといえば愛着を感じている」(33.4%)とあわせた“愛着を感じている”という人は68.9%となっており、町への愛着度は比較的高い結果となっています。



(3) 定住意向について

「どちらともいえない」が36.8%で最も多く、次いで「将来的には町外で住みたい」(31.0%)の順となっており、「ずっと住み続けたい」(13.8%)と「町外に出ている、将来的には住みたい」(18.4%)と答えた人をあわせた“住みたい”(32.2%)とほぼ同じ結果となっています。「どちらともいえない」が多いことから、将来の定住については、今後の進路とあわせて決めていく傾向とみられます。



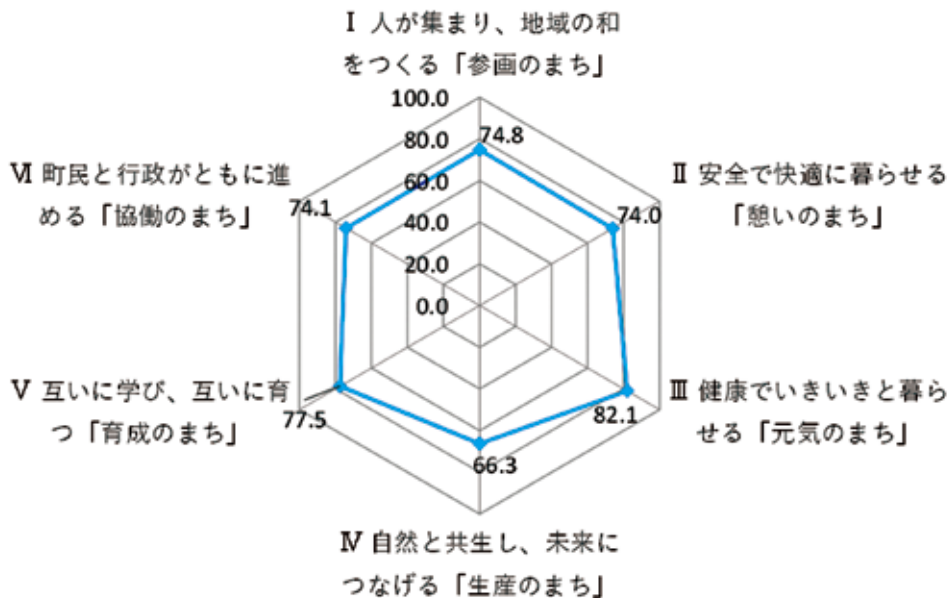
まちづくりへの評価

1 第5次振興計画後期基本計画の評価

(1) 各基本目標における施策評価について

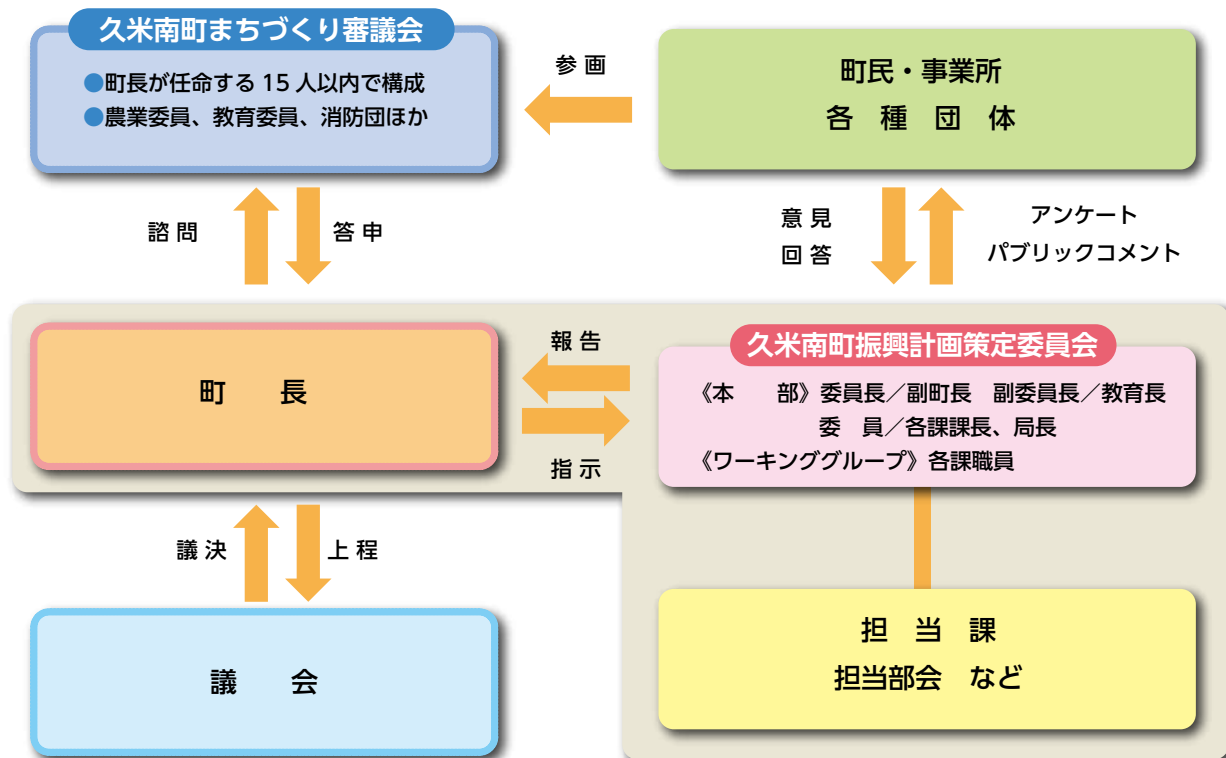
計画の策定にあたって、第5次振興計画（平成29年度～令和3年度）に掲げられた基本目標ごとの各施策項目について評価シートを作成し、担当課により点検・評価しました。

基本目標ごとの評価点は、Ⅰ 人が集まり、地域の和をつくる「参画のまち」が74.8、Ⅱ 安全で快適に暮らせる「憩いのまち」が74.0、Ⅲ 健康でいきいきと暮らせる「元気のまち」が82.1、Ⅳ 自然と共生し、未来につなげる「生産のまち」が66.3、Ⅴ 互いに学び、互いに育つ「育成のまち」が77.5、Ⅵ 町民と行政がともに進める「協働のまち」が74.1となっております。計画全体としては概ね順調に進んでいる状況といえます。



また、施策ごとに設定していた目標値については、144施策のうち、80%以上達成のA評価が18施策（12.5%）、B評価が86施策（59.7%）、C評価が33施策（22.9%）、D評価が2施策（1.4%）、E評価が5施策（3.5%）となっており、計画で掲げた施策（事業）が概ね順調に進捗していることが伺えます。ただし、達成状況が60%未満の施策が40施策（27.8%）あることから、それぞれの施策においては、取組の評価・検証から、今後の課題や改善への方向性を検討し、より充実した取組を図るものとします。

久米南町振興計画策定体制



久米南町まちづくり審議会委員

(順不同・敬称略)

NO	所 属	委 員	備 考
1	久米南町農業委員会	岸 浩文	
2	久米南町教育委員会	青木 啓祐	
3	久米南町自治会連合会	政近 剛	
4	岡山大学	駄田井 久	会 長
5	久米南町消防団	池田 正文	
6	久米郡商工会	岡部 智弘	
7	久米南町老人クラブ連合会	高野 清子	
8	久米南町民生委員児童委員協議会	王野 隆	
9	ゆずっこクラブ	杉山 成美	
10	久米南町愛育委員会	北川 眉美	
11	久米南町スポーツ協会	河本 孝宏	
12	久米南町文化協会	今井 正範	
13	久米南町身体障害者福祉協議会	岡沢 稔	
14	久米南町婦人協議会	木多 敏江	副会長
15	久米南町栄養改善協議会	中島 玲子	

久米南町振興計画審議会答申書

令和4年2月21日

久米南町長 片山 篤 様

久米南町まちづくり審議会
会長 駄田井 久

第6次久米南町振興計画について（答申）

令和3年8月6日付けで町長から諮問をうけた第6次久米南町振興計画について、久米南町まちづくり審議会条例第2条に基づき、慎重に審議した結果、適当との結論に達しましたので、答申いたします。

なお、振興計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮し、各施策を着実に実施していただくよう要望します。

記

- 1 人口減少や新しい生活様式等の社会環境の大きな変化のなかで、持続可能なまちづくりを行うためにも、10年、20年後を見据えた施策を展開し、デジタル化など最新技術の活用や多様性社会の推進など新しい発想をもって、今後のまちづくりと地域課題の解決に取り組むことを期待します。
- 2 良い形で次世代に久米南町を引き継ぐことができるように、郷土愛の醸成など本町の特徴を活かした町独自の取組を展開し、町民が夢を持つことができ、Uターンや移住を希望する人にも選ばれるまちとなることを期待します。
- 3 ホームページや広報紙、SNSなどを積極的に活用して、町内外に積極的に情報発信を行うとともに、その内容については、情報を受け取る人にとって、できる限り探しやすく、分かりやすいものとするなど、情報が広く伝わる仕組みづくりを望みます。
- 4 本計画の推進にあたっては、社会情勢の変化や町民ニーズを的確に把握し、適切な事業評価と検証を行い、時代に即した柔軟な事業展開に努めるとともに、必要に応じて計画の見直しを図られたい。

用語集

用語	用語の説明	初出
AI	(Artificial Intelligence アーティフィシャル・インテリジェンス)の略。人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断をコンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにした人工知能のこと。	P4
IoT	Internet of Things (モノのインターネット) の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。	P4
ビッグデータ	ボリュームが膨大でかつ構造が複雑であるが、そのデータ間の関係性などを分析することで新たな価値を生み出す可能性のあるデータ群のこと。例えば、ソーシャルメディア内のテキストデータ・画像、携帯電話・スマートフォンが発信する位置情報、時々刻々と生成されるセンサデータなどがある。	P4
DX	(Digital Transformation デジタルトランスフォーメーション) データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。	P4
地域コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。	P11
人口ビジョン	各地方公共団体における人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したもの。	P12
創生総合戦略	地方における人口ビジョンを踏まえて、人口減少問題の克服や地方の成長に向け、今後の5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたもの。	P12
国立社会保障・人口問題研究所	社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うことを通じて、国民の福祉向上に貢献することを目的として設立された、厚生労働省に属する国立の研究機関であり、国の社会保障制度の中・長期計画及び各種施策立案の基礎資料として、人口と世帯に関する将来推計を全国と地域単位で実施し公表している。	P12

用語集

用語	用語の説明	初出
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。総人口が増えも減りもしない均衡状態の合計特殊出生率は2.07だといわれているが、2005（平成17）年には1.26となり、過去最低を記録した。2010（平成22）年は1.39となり、近年微増傾向を示しているが、少子化傾向は続いている。	P12
NPO団体	【NPO】（Non-Profit Organization）広義には行政・企業とは別に社会貢献活動や慈善活動を行う民間の「非営利団体」のこと。狭義には1998年（平成10年）3月に施行された特定非営利活動促進法により法人格を得た団体（NPO法人）のこと。	P13
関係人口	「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉。	P13
地域包括ケアシステム	2025年（令和7年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進している。	P13
デマンド交通	【デマンド交通サービス】町民の方が希望する場所から場所までドアtoドアの移動を低額で提供する新しい公共交通サービス。自由に使える自家用車を持たない方などのいわゆる交通弱者と呼ばれる方々に対する生活交通の確保・充実策。	P14
SDGs	2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広い範囲で総合的に取り組むこととしている。	P14
自然エネルギー	太陽光・風力・地熱・水力・太陽熱など自然界に存在するエネルギーのこと。再生可能エネルギー源となっている。	P14
循環型社会	廃棄物対策とリサイクル対策を推進して、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。	P14
多様性社会	人種・性別・年齢などに一切関係なく、すべての人々が自分の能力を活かしていきいきと働ける社会のこと。	P14

用語	用語の説明	初出
選択と集中の考え	地方分権における自治体経営の手法の1つとして、厳しい財政状況の中で、取り組むべき施策や事業を選択し、ヒト、カネ、モノを集中して成果を出していく考え方のこと。	P14
ワークショップ	一般的に体験型セミナー・会議といわれ、参加者同士で話し合いながら、理解を深めたり、案を作り上げるための“会議の進め方”のこと。	P22
集落機能	農山村における、水田や山林などの地域資源の維持保全に係る機能、農林業等の生産に際しての草刈り、道普請などの相互扶助機能、冠婚葬祭など日常生活における相互扶助機能などのこと。	P23
パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続をいう。通称パブコメ。	P23
UIターン	Uターンは地方から都市に移住した人が、再び生まれ育った地域に戻ることを、Iターンは都市部に生まれ育った人が、地方に移住すること、Jターンは地方から都市に移住した後に、生まれ育った地域に近い地方都市に移住すること。	P24
空き家バンク	空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を、当該の自治体への定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し紹介する制度のこと。	P24
岡山連携中枢都市圏	連携中枢都市圏とは、人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするために、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成する政策のこと。	P24
津山定住自立圏	中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成するもの。	P24
SNS	Social Networking Service (Site) の略である。個人間の交流を支援するサービス（サイト）で、参加者は共通の興味、知人などをもとに様々な交流を図ることができる。	P25

用語集

用語	用語の説明	初出
観光コンテンツ	観光における「食」、「産業（産業遺産）」、「景観」、「体験」など地域の生活や文化等を使った観光資源のこと。	P26
ローカルファクトリー	外部人材の受け入れを促進するための事業。町内の地域課題解決に向けた研究・企画を契機とし、都市部人材などとのネットワークを形成するとともに、地域おこし協力隊などの外部人材を確保して、自立的な地域づくりを推進するもの。	P26
情報モラル	情報機器や通信ネットワークを通じて社会や他者と情報をやり取りするにあたり、危険を回避し責任ある行動ができるようになるための身に付けるべき基本的な態度や考え方のこと。情報を扱う上で求められる道徳。	P31
愛育委員	行政と一緒に乳幼児から高齢者までの健康づくりを行っているボランティアのこと。	P36
団塊ジュニアの世代	いわゆる第2次ベビーブーム世代（1971～74年ごろに生まれた人々）のこと。	P38
Webサイト	インターネット上で公開している文書をWebページといい、この複数のWebページをまとめたもの。	P39
ケアマネジャー	介護保険法に基づいて定められたケアマネジメントの専門職。介護保険の要介護認定で要支援・要介護と認定された人が適切なサービスを受け、自立した日常生活を送れるように、ケアプランを作成するなど、自治体・各種サービス事業者・介護保険施設との間で連絡調整を行う。	P39
「自助」、「互助」、「共助」、「公助」	地域ケアシステムにおける「自助」は自分のことを自分ですること、「互助」はボランティア活動や住民組織の活動のこと、「共助」は介護保険など社会保険制度及びサービスのこと、「公助」は高齢者福祉事業等や生活保護等対策のこと。	P40
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。行政職員をはじめ、地域の医療・介護に関わる多職種の関係者から構成される会議。	P40
「自助」「共助」	「自助」とは、災害が発生したときに、まず自分自身の身の安全を守ること（この中には家族も含まれる）、「共助」とは、地域やコミュニティといった周囲の人たちが協力して助け合うこと。参考に、市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助・援助が「公助」。	P42

用語	用語の説明	初出
防災人材	防災を担う人材のこと。	P43
しゅんせつ 浚渫	港湾・河川・運河等の底面をさらって土砂等を取り去る土木工事のこと。	P43
土砂災害（特別）警戒区域	「土砂災害（特別）警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。（過去の土砂災害による土砂の到達範囲などを勘案して設定される。） 「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」とは、「土砂災害警戒区域（イエローゾーン）」のうち、土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域のこと。（一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造が規制される。）	P43
クーリングオフ	契約を締結したものが契約書を受け取ってから、一定期間内ならば申込を撤回し、契約を解除できる制度。	P43
サイバーセキュリティ	デジタル化された情報の改ざんや漏えいを防ぐ手段のこと。	P44
ライフサイクルコスト（LCC）	（Life cycle cost）建物や橋、道路など構造物がつくられてから、その役割を終えるまでにかかる費用をトータルでとらえたもの。建物の場合、企画・設計から建設、運用を経て、修繕を行い、最後に解体されるまでに必要となるすべての費用を合計したもの。イニシャルコストとランニングコストを合わせたもの。	P44
5G	「超高速」、「多数接続」、「超低遅延」といった特徴を持った、第5世代移動通信システムのこと。	P45
アプリケーション	一般的にはアプリケーションソフトウェアのことで、特定の作業を行う目的で設計されたソフトウェアのこと。	P45
情報リテラシー	情報を適切に判断し、情報を通じて決定を下す能力のこと。	P45
アセットマネジメント	計画的に効率よく施設の整備や維持管理を行うことで施設の寿命を延ばしたり、利活用促進や統廃合をすすめることで将来負担の軽減を図り、都市経営上の健全性を維持していく手法。	P45

用語集

用語	用語の説明	初出
ストックマネジメント	長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。	P45
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。	P50
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスなどの有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力、地熱などの自然界に常に存在するエネルギーのこと。	P51
集落営農	集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織のこと。	P52
スマート農業	ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用する農業のこと。作業の自動化、情報の共有の簡易化、データの活用を図るもの。	P52
6次産業化	【6次産業】農山漁村が生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも主体的・総合的に関わり合うことで高付加価値化を図り、活性化につなげていこうという考え方。	P53
テレワーク	ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。	P55
ワーケーション	ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語（ぞうご）。リゾート地などで休みを取りつつ（または引っ越しして）テレワークをする働き方を指す。	P55
地域共生社会	社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	P56



